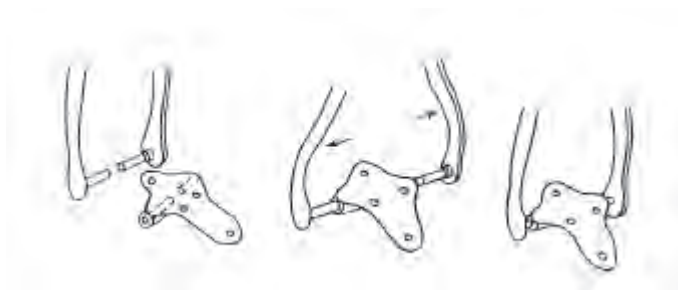


(4) その他の加算要素



膝サポーター（支柱なし）



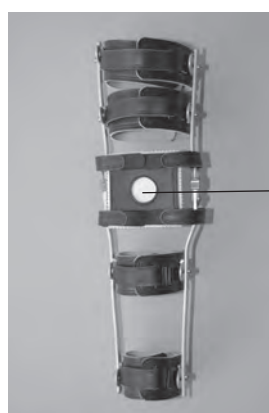
キャリバー

足部に使用している装具（例えば靴等）と支柱部の接続を行い、足の装具の交換を容易にするもの（例えば屋内用と屋外用）



ツイスター

骨盤帯と足部とを剛線等で連絡し、下肢の回旋変形を矯正するもの。



膝当て

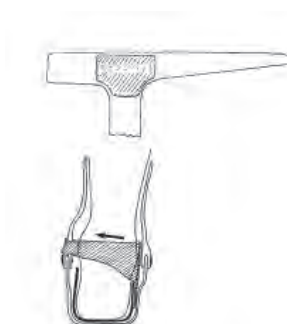
膝当て

膝の変形や屈曲拘縮等を改善するもの。



ストラップ

足関節の内反、外反変形を矯正する目的で支柱に向かって引きよせる帯状のもの



Tストラップ（右内反足用）



Yストラップ（右外反足用）



ターンバックル（膝関節伸展装置）
関節可動範囲を調節するもので、
関節拘縮の改善等に用いる。



ダイヤルロック（膝関節伸展装置）
円盤状をなし、固定ねじなどにより
可動範囲を制限するもの。



補高用足部
著しい下肢の短縮による脚長差を
補正するために用いる。

(5) 適用例と製作項目

1 股装具

基本要件

股関節に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者。

適応例

股関節の安定性が不良で、運動制限しなければならない者が適応となり、骨盤から大腿部に及ぶ構造をもち、股関節の運動を制御する装具をいいます。



基本構造

基本構造		耐用年数
A 金属枠	・骨盤部が金属枠で作られているもの。(S型支柱も含まれる)	3年
B 硬性	・骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたもの。 ・補強用の支柱付きのものを基本とする。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック製	
C 軟性	・布を主材料としたもの ・弾力性の布を股関節に中心に骨盤部から大腿部まで巻いたもの	2年

製作項目

区分			使用材料・種類・部品等		適用例		
基本構造			A 金属枠 B 硬性 C 軟性		A 金属枠	B 硬性	C 軟性
採型区分			A-1		A-1	A-1	A-1
			採型・採寸		採型 採寸	採型	採型 採寸
製作要素	股継手		① 固定 ② 遊動		②	②	
	支持部	大腿支持部	A 半月 B 皮革 1 カフバンド 2 大腿コルセット C モールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂 D 坐骨支持式加算		A × 2 B 1 × 2	A C 2	B 1
	付属品	仙腸支持部	A モールド (熱可塑性樹脂) 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟性		B	A 1	C
	完成用部品		股 継 手		ロック式<ストッパー付輪止め式>	○	○

② 長下肢装具

基本要件

膝関節、足関節に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者で、膝関節、足関節に加え、股関節にも異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者。

また、股関節、大腿骨、膝関節の何れかに異常があるため、下肢への体重負荷が難しい者。

適応例

ポリオ、脊髄損傷等で下肢による支持性をほとんどなくした者が適応となります。

基本構造

- ① 大腿上部より足底に及ぶ構造をもち、膝関節と足関節との運動を制御する装具
- ② long leg brace の頭文字をとって L L B と省略することもある。
- ③ 大腿支持部が、金属支柱かプラスチック支柱かによって、2種類に大別される。

基本構造		耐用年数
A 両側支柱	• 下肢の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの。 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 • 金属製短下肢装具に膝継手と大腿部が加わったもの。	3年
B 片側支柱	• 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの。 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 • 小児や体重の軽い大人の場合に処方される。	
C 硬性	• 陽性モデルを用いてモールドされたもので、内外の両側に金属の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月で補強されているものを基本とする。 1 不燃性セルロイド製 2 皮革 3 プラスチック	

【解説】

膝の屈曲拘縮や伸展拘縮ではダイアルロックやファンロックが取り付けられ、膝関節の側方不安定や外反膝、内反膝の場合は、側方金属支柱に対し、膝ストラップや膝パッドを取り付けて矯正を行います。

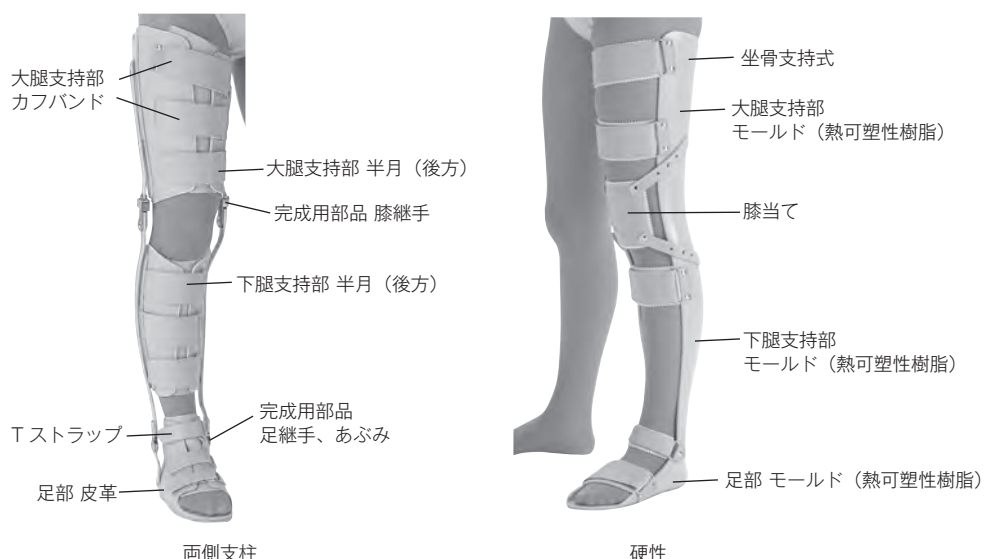
坐骨支持長下肢装具としては以下のものがあります。

- ① 長下肢装具のうち坐骨結節で体重を支持するもの。現在はほとんど四辺形ソケット式に製作されている。
- ② 本装具はソケット部をプラスチックとし、両側金属支柱、歩行あぶみ付きのものが多く製作されている。
- ③ 膝継手は遊動にすると歩行しにくく、免荷度も低下する恐れがあるので、輪止めとすることが多い。



製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A両側支柱 B片側支柱 C硬性	A両側支柱	C硬性	C硬性 骨盤付
採型区分		A-3 A-2 (骨盤付) A-10 (両側骨盤付)	A-3	A-3	A-2
		採型・採寸	採型	採型	採型
製作要素	股継手	①固定 ②遊動	—	—	②
	膝継手 (片側)	①固定 ②遊動 ③プラスチック継手	②×2	②×2	②×2
	足継手 (片側)	①固定 ②遊動 ③プラスチック継手	②×2	②×2	①×2
	支持部	仙腸支持部 Aモールド (熱可塑性樹脂) 1 支柱付き 2 支柱なし	—	—	A-1
		大腿支持部 A半月 B皮革 1 カフバンド 2 大腿コルセット Cモールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂 D坐骨支持式加算	A ×2 C-2	A C-2	 C-2 D
		下腿支持部 A半月 B皮革 1 カフバンド 2 下腿コルセット Cモールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂	A C-2	A C-2	 C-2
		足部 Aあぶみ B足部 1 皮革 大 小 2 モールド (熱硬化性樹脂) 3 (熱可塑性樹脂) C 標準靴	A B-3	A B-3	A
	その他の加算		① ② ⑤	① ⑤	
	付属品等の加算				①
	膝継手	①ロック式 1 ストッパー付輪止め式 2 ダイヤルロック ②遊動式普通型	①-1	①-2	①-1×2
	足継手	①制御式 (制限付) ②制御式 (補助付) 1 一方向 2 二方向 ③遊動式	②-2	②-2	
完成用部品	あぶみ	①制御式 (制限付) 1 足板なし 2 足板付 ②制御式 (補助付) 1 一方向 2 足板付一方向 3 二方向 4 足板付二方向 ③歩行あぶみ	②-3	②-3	③
	その他	①標準靴 ②あぶみゴム			②



3 膝装具

基本要件

膝関節に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者。

適応例

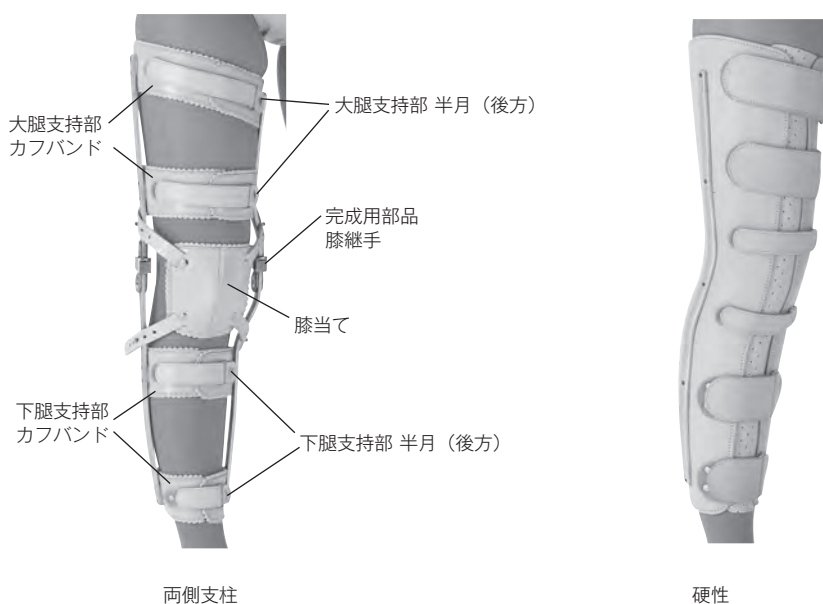
膝関節の動揺、膝反張のある者が適応となります。大腿部から下腿部に及ぶ構造をもち、膝関節の運動を制御する装具です。

基本構造

基本構造		耐用年数
A 両側支柱	内外側に金属支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ以上もつもの	3年
B 硬性	陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平ばねの入ったものも含まれる。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	
C スウェーデン式	・反張膝を矯正するための膝装具でスウェーデンで開発された ・膝継手がなく、大腿部と下腿部に前方半月、膝窩部に後方半月があり、膝関節が過伸展しないようにやや屈曲位でストップするように作られる	2年
D 軟性	弾性のある織布を主材料に用いた膝装具である。	

【解説】

- ①膝伸展筋力低下では継手に輪止めを付けて、ロック状態で歩行させる。
- ②内反膝や外反膝変形に対しては、矯正用ストラップやパッドを付加する
- ③膝関節の屈曲拘縮や伸展拘縮に対しては、膝継手にダイヤルロックやファンロックを取り付けたり、膝当てや膝窩部押さえを付加する。
- ④膝伸展補助装置を膝継手に組み込んで歩行時の膝折れを防ぐこともある。



製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A両側支柱 B硬性 Cスウェーデン式 D軟性	A両側支柱	B3 硬性	D 軟性
採型区分		A-4	A-4	A-4	A-4
		採型・採寸	採寸	採型	採寸
製作要素	膝継手（片側）	①固定 ②遊動 ③プラスチック継手	② × 2	② × 2	
	支持部	大腿支持部 A半月 B皮革 1 カフバンド 2 大腿コルセット Cモールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂	A C-2	B-2	
		下腿支持部 A半月 B皮革 1 カフバンド 2 下腿コルセット Cモールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂	A C-2	B-2	
	その他の加算	①膝サポーター 1 軟性支柱つき 2 軟性支柱なし ②膝当て ③ターンバックル ④ダイヤルロック ⑤内張り 1 大腿部 2 下腿部	② ④		①- 1 ②
完成用部品	膝継手	①ロック式 1 ストッパー付輪止め式 2 ダイヤルロック	①- 1	①- 1	
	その他	①ターンバックル	①		

4 短下肢装具

基本要件

足関節、足部に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者、下腿骨に異常があり、下腿への体重負荷が難しい者。

適応例

脳血管障害、ポリオ、脊髄損傷等で足関節の支持性が低下している者等が適応となります。

- ① 下腿部から足底に及ぶ構造をもち、足関節の運動を制御する装具である。
- ② short leg brace の頭文字をとって S L B と省略することもある。
- ③ 下腿支持部が、金属支柱かプラスチック支柱によって2種類に大別される。

基本構造

基本構造		耐用年数
A 両側支柱	- 下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの。 1 高力アルミニウム合金 2 鋼	3年
B 片側支柱	- 下腿の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの。 1 高力アルミニウム合金 2 鋼	
C S型支柱	- 下腿の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの。 1 高力アルミニウム合金 2 鋼	
D 鋼線支柱	下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。	
E 板ばね	下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックのばねをもつもの。ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとする。	
F 硬性	- 陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等）。 1 支柱付き 金属の支柱と半月によって補強されたもの 2 支柱なし 金属支柱のないもの	1.5年
G 軟性	ゴムひもを用いて足関節を背屈位に保つもの。	2年

【解説】

金属支柱付短下肢装具とは

- ① 金属支柱を使うために、変形矯正に有利で、瘻性が強くても足部の保持が可能である。
- ② 靴型装具を取り付けられるので、足部の著明な変形や拘縮の矯正を行ったり、足部を安定化することができる。

プラスチック短下肢装具とは

- ① 軽量で外見がよいことから、金属支柱付きに代わって処方されることが多くなっている。
- ② 足関節固定の程度によって、硬性 (rigid) タイプと可撓性 (flexible) タイプの2種類に大別される。
- ③ 支持部の位置によって、後方支柱、前方支柱、側方支柱、らせん柱などさまざまなものが実用化されている。



製作項目

区分			使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造			A両側支柱 B片側支柱 C S型支柱 D鋼線支柱 E板バネ F硬性 G軟性	A 両側 支柱	F 硬性 支柱つき	F 硬性 支柱なし
採型区分			A-6	A-6	A-6	A-6
			採型・採寸	採型	採型	採型
製作要素	足継手（片側）		①固定 ②遊動 ③プラスチック継手	② × 2	② × 2	③
	支持部	下腿支持部	A半月 B皮革 1 カフバンド 2 下腿コルセット Cモールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂 ※PTB支持式	A B-1	A C-2	C-2
		足部	Aあぶみ B足部 1 皮革 大 小 2 モールド（熱硬化性樹脂） 3（熱可塑性樹脂） C標準靴	A B-3	A B-3	B-3
	その他の加算		①膝当て ②Tストラップ ③Yストラップ ④補高	② ⑦-1	② ⑤	⑤ ⑦-1
			⑤足底裏革（すべり止め用） ⑥高さ調整			
			⑦内張り 1 足部			
	付属品等の加算		①補高 1 敷き革式 2 靴の補高 ②ヒールの補正 ③足底の補正			
完成用部品	足継手		①制御式（制限付） ②制御式（補助付） 1 一方向 2 二方向 ③遊動式	②-1	②-2	
	あぶみ		①制御式（制限付） 1 足板なし 2 足板付 ②制御式（補助付） 1 一方向 2 足板付一方向 3 二方向 4 足板付二方向 ③歩行あぶみ	②-1	②-3	
	その他		①標準靴 ②あぶみゴム ③足板 ④歩行あぶみ			

5 ツイスター

基本要件

下肢に内旋又は外旋変形がある者、又は歩行時に内旋又は外旋が出現する者。

適応例

下肢に内旋又は外旋変形がある者、又は歩行時に内旋又は外旋が出現する者等が適応となります。



軟性

鋼性ケーブル式

基本構造

基本構造		耐用年数
骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の内外旋を制御するもの。		
A軟性	布ひも又はゴムひもを用いたもの。	2年
B鋼製ケーブル	鋼製ケーブルを用いたもの。	3年

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A軟性 B鋼製ケーブル	A 軟性①	A 軟性②	B 鋼製ケーブル
採型区分		A-7	A-7	A-7	A-7
		採型・採寸	採寸	採型	採寸
製作要素	股継手	①固定 ②遊動			②
	膝継手（片側）	①固定 ②遊動 ③プラスチック継手			②
	足継手（片側）	①固定 ②遊動 ③プラスチック継手			②
	支持部	大腿支持部 足部	B皮革 1 カフバンド		B
	その他の加算要素	Aあぶみ B足部 1皮革 大小 C標準靴 ①ツイスター 1軟性 2鋼性ケーブル ②仙腸支持部 D骨盤帯 芯のあるもの	C ①-1 ②	B ①-1 ②	A C ①-2 ②
完成用部品	あぶみ	①制御式（制限付） 1足板なし 2足板付			①-1
	その他	①標準靴	①		①

6 足底装具

基本要件

足部に変形、痛みなどがある者で、足部に異常はないが、O脚・X脚などがあり下肢のアライメント不良の者、または下肢に短縮がある者。

適応例

脳性麻痺などで足部の変形がある者、脚長差のある者、O脚X脚等があり下肢のアライメントが不良の者等が適応となります。

基本構造

基本構造		耐用年数
足部に対する装具であって、靴型装具以外のもの。		
A アーチサポート (ふまず支え)	足の縦アーチを支えるもので、中足支えを含むものを基本とする。 1 陽性モデルを用いてモールドされたもの 2 採寸によって製作されたもの	1.5年
B メタタルザルサポート (中足支え)	足の中足アーチを支えるもの。	
C 補高	1 2cm未満 2 2cm以上	
D 内側及び外側楔		

【注意事項】

- ①靴型装具の中に入れて用いられる場合は、足底装具として加えることができない。
- ②踵骨棘用装具は、補高に含まれること。
- ③スピッツイ及びトムゼンライン（ふまず支え）は、A-2に含まれる。
- ④ランゲ（ふまず支え）は、A-2に含まれる。



製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		Aアーチサポート Bメタタルザルサポート C補高 D内側及び外側楔	A アーチ サポート	B メタタルザル サポート	D 外側楔
採型区分		A-7	A-7	A-7	A-7
		採型・採寸	採型 採寸	採型	採型 採寸
製作要素	足部	B足部 1 皮革 小 2 モールド（熱可塑性樹脂）	B-1	B-2	B-1

2-2 靴型装具

(1) 主な解説と適応例

1 靴型装具とは

足部を覆う装具で、内反・外反扁平足などの変形の矯正や、高度の病的変形に対応し、疼痛や圧力集中の軽減を図ったり、障害が目立たぬように補正します。靴及び靴に類似したものをいいます。

対象となる障害

対象となる障害は下肢機能障害で、下肢に筋力低下や変形拘縮・疼痛等があり、歩行能力の低下した状態です。

2 靴型装具の用語等

整形靴	標準木型に、皮革等で修正して作られたもので、整形外科疾患用として作られる。
特殊靴	陽性モデルから製作した特殊木型を用いて作られたもの。
アッパー	靴の底部より上の甲部を覆う部分の総称。
月型	アッパーの型くずれを防ぎ、ヒールを固定するために靴後部かかと部位の立ち上がりの表革と裏革の間へ挿入する補強材。
靴の補高	脚長差を補うためにヒール（かかと）又は靴底の厚さを増すこと。
ヒールの補正	ヒールとは靴のヒール・シート部の下に取り付けた支えで、所定の高さをもつ。ヒールの補正の主なものは以下のとおり。 ① サッチ・ヒール 1.0 - 1.5cm ② カットオフ・ヒール ③ キールヒール 1.2 - 1.3cm ④ トーマス・ヒール 1.0 - 1.5cm ⑤ 逆トーマス・ヒール ⑥ フレア・ヒール（外側） 0.5 - 1.0cm ⑦ ウェッジ・ヒール ⑧ ヒールの延長（階段状ヒール）

足底の補正	 ①内側ソール・ウェッジ  ②外側ソール・ウェッジ  ③メタルサル・バー  ④デンバー・バー  ⑤メイヨー半月・バー	 ⑥トーマス・バー  ⑦ハウザー・バー  ⑧ロッカー・バー  ⑨蝶型ふみ返し
月型の延長	月型を足底より近位（靴のトップライン）に延長する。尖足の矯正に有効。	
スチールバネ入り	アッパーの内部に焼入りリボンを足底より近位に延長する。尖足の矯正に有効。	
足背バンド	足背及び内外を押さえるバンド。	
トウボックス補強	靴の先部の表革と裏革の間に挿入してアッパーの先端部を保護するもので、皮革及び樹脂等で補強したもの。	

③ 支給要件等

基本要件

足関節、足部に異常運動、筋力低下、変形、痛み等があり靴型装具によって改善される者で、足関節、足部に異常はないが、O脚・X脚などがあり下肢がアライメント不良の者。下肢に短縮がある者。

適応例

脳性麻痺による足部の変形がある者、脚長差のある者、O脚X脚等があり、下肢のアライメントが不良の者、リウマチによる疼痛がある者等が適応となります。

基本構造

基本構造		耐用年数
医師の処方のもとに治療に用いられる靴であって、ふまず鋼の入っているものを基本とする。		
A 長靴	下腿の上部に及ぶもの。	1.5年
B 半長靴（編上靴）	側革が果部より高いもの。	
C チャッカ靴	側革が果部に及ぶもの。	
D 短靴	側革が果部より低いもの。	

①靴型装具の要素

整形靴は陽性モデルから作成した特別製の本型を用いるもの。

矯正靴は内・外反足の矯正用。

②靴型装具の中に入れて用いられる足底装具は、靴型装具に加えることは出来ない。

【備考】

①装具の上から装用する靴型装具は患足の靴型装具として処方される。

②患足の尖足補正等の結果、健足に大幅な仮性短縮が生じて2cmを超える補高が必要になった場合は、健足側も患足の靴型装具として処方される。

③長靴の靴型装具は、障害の状況や職業上必要とされる場合などに処方され、単に装飾の目的などの場合は除かれる。

長靴



半長靴



チャッカ靴



短靴



(2) 製作項目の適用例

区分		使用材料・種類・部品等		適用例		
基本構造		A 長靴 B 半長靴 C チャッカ靴 D 短靴		B 半長靴	C チャッカ靴	D 短靴
採型区分		B-1	B-2	B-2	B-2	B-2
		長靴	短靴 チャッカ靴 半長靴	半長靴	チャッカ靴	短靴
		採型・採寸		採型	採型	採型
製作要素	患足	① 短靴	1 整形靴 2 特殊靴	③-2×2	②-2×2	①-1
		② チャッカ靴	1 整形靴 2 特殊靴			
		③ 半長靴	1 整形靴 2 特殊靴			
		④ 長靴	1 整形靴 2 特殊靴			
	健足	採型・採寸		—	—	採寸
		①短靴 ②チャッカ靴 ③半長靴 ④長靴		—	—	①
	付属品等の加算	①月型の延長 ②スチールバネ入り ③トウボックス補強 ④鉛板の挿入 ⑤足背バンド ⑥マジックバンド(裏付き) ⑦補高 1 敷き革式 2 靴の補高 ⑧ヒールの補正 ⑨足底の補正		① ⑦-1 ⑧	⑦-1 ⑨	⑦-2 ⑨

2-3 体幹装具

(1) 主な解説と適用例

1 体幹装具とは

障害部位の固定または保持・体幹の変形の防止・矯正、不随意運動の抑制を目的として体幹に用いる装具をいいます。

2 対象となる障害

体幹機能障害の者で、体幹に筋力低下や変形拘縮があり、座位または歩行が困難な状況の者です。

(2) 適用例と製作項目

1 頸椎装具

基本要件

頸椎に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者。

適用例

カリエス、脊髄損傷、ポリオ等による体幹筋力低下、変形があり、脊柱の固定、支持を必要とする者が適応となります。

基本構造

肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とする、頸椎の動きを制限する装具です。

基本構造		耐用年数
A 金属枠		3年
B 硬性（スポンジラバーを含む）	・ 陽性モデルを用いてモールドされたもの 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	2年
C カラー	1 あご受けのあるもの 2 あご受けのないもの	
・ 高さ調整は、カラーの場合には適用しないこと。		

【解説】

①金属支柱付き

数本の金属支柱を頭の前後に立てた装具。支柱の高さ調節により頸椎の屈曲伸展の角度を調節する。

頸椎の屈曲伸展の角度とともに、頸椎の回旋運動、側屈の制限、頭の重量の頸椎への負担の軽減及び頸椎の牽引が可能である。

支柱の長さを調節することができるので望ましいアライメントや牽引の程度を選択できる特徴を持つ。

②頸椎カラー

頸椎部を取り囲み頸椎部の運動を制限（前屈を制限）するとともに、頭の重量の頸椎への負担を軽減する。

③頸椎装具モールド式

頸部の完全な固定や免荷を必要とするときに、陽性モールド上でモールドして製作される。



金属枠



カラー（あご受けがないもの）



硬性（腰椎装具付き）

製作項目

区分			使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造			A 金属枠 B 硬性 C カラー	A 金属枠	B 硬性 腰椎装具付	C カラー あご受けあり
採型区分			C－1（胸椎装具付） C－2	C－2	C－1	C－2
			採型・採寸	採型	採型	採寸
製作要素	支持部	頸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂） 1 支柱付き 2 支柱なし	B C－1	A－1	C－1
			B フレーム			
			C カラー 1 あご受けあり 2 あご受けなし			
	支持部	腰椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂） 1 支柱付き 2 支柱なし	－	A－1	－
			B フレーム C 軟性			
	その他の加算		①高さ調節	①		

2 胸椎装具

基本要件

上部腰椎又は胸椎に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者。

適応例

カリエス、脊髄損傷、ポリオ等による体幹筋力低下・変形があり、脊柱の固定・支持を必要とする者が適応となります。

基本構造

骨盤から胸背部に及び、胸椎、腰椎、仙腸関節の動きを制限する装具です。

基本構造		耐用年数
A 金属枠		3年
B 硬性	・陽性モデルを用いてモールドされたもの。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	2年
C 軟性	・主に布製の材料で、体幹の輪郭に合わせて作製され、腹腔及び胸腔内圧を上昇させることによって椎体と椎間板の付加を減少させる役割をもっている。	1.5年

【解説】

① テーラー型

上部腰椎から胸椎部を支持する脊椎装具の代表的なもの。

後方に金属支柱があり、肩を固定する紐を付け、前面を軟性とした装具で、前屈と後屈を制限する。

② ジュエット型

胸骨部と恥骨上部に対して前方から、胸腰椎部に対して後方から力を加えて前屈を制限

し、後屈を可能にしたもの。

後方パッドにより後彎矯正を図る装具であり、後方パッドと胸骨パッド、恥骨パッドの3点固定からなる装具である。

③ナイト・テーラー型

ナイト型装具の後方支柱を上方に伸ばし、肩を固定する紐をつけ、前面を軟性とした装具である。

前屈、後屈及び側屈を制限する。

④スタインドラー型

体幹の輪郭に合わせて金属枠で作った硬性の装具で、胸椎装具の中で最も固定力がある。

前屈、後屈、側屈及び回旋を制限する。



金属枠



硬性



軟性

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A 金属枠 B 硬性 C 軟性	A 金属枠	B 硬性	C 軟性
採型区分		C－3	C－3	C－3	C－3
		採型・採寸	採型	採型	採寸
製作要素	胸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）	B	A－1	C
		1 支柱付き 2 支柱なし			
		B フレーム C 軟性			

3 腰椎装具

基本要件

下部腰椎、腰仙関節に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者。

適応例

カリエス、脊髄損傷、ポリオ等による体幹筋力低下・変形があり、脊柱の固定・支持を必要とする者が適応となります。

基本構造

骨盤から腰部におよび、腰椎と仙腸関節の動きを制限する装具です。

基本構造		耐用年数
A 金属枠	・ナイトブレイスは、金属枠腰椎装具に含まれること。 ・ウイリアムブレイス、前屈ブレイスは、金属枠腰椎装具・腰部継手付に含まれること。	3年
B 硬性	・陽性モデルを用いてモールドされたもの。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	2年
C 軟性	・主に布製の材料を体幹の輪郭に合わせて作ったもの。一般にコルセットと呼ばれる。 ・腹腔内圧を上昇させることにより、椎体と脊椎間板の付加を減少させるものである。	1.5年

【解説】

①ナイト型（ナイトブレイス）

2本の強固な後方支柱と側方支柱、骨盤帯、胸椎バンドからなる腰部疾患に対する脊椎装具の代表的なもの。典型的な逆T字型の構造をもっている。

背部が金属枠製で前部が軟性なので半硬性装具ともいわれる。

腰椎の伸展、屈曲、側屈及び回旋の制限、腹圧による体重の支持、腰椎前彎の軽減をはかる。

腰部椎間板ヘルニア、変形脊椎症等の腰仙椎疾患に用いられる。

②ウイリアムス型 金属枠腰椎装具・腰部継手付に含まれること。

骨盤帯、胸椎バンドと側方支柱、後側方支柱からなる、後屈と側屈を制限し、前屈を可能にするもの。

腰椎前彎をきたす疾病、脊椎分離症などに用いられる。



金属棒



硬性



軟性



ウイリアムス型

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A 金属棒 B 硬性 C 軟性	A 金属棒	B 硬性	C 軟性
採型区分		C-5	C-5	C-5	C-5
		採型・採寸	採型	採型	採寸
製作要素	腰椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂） 1 支柱付き 2 支柱なし	B	A-2	C
		B フレーム C 軟性			
	その他の加算	① 高さ調節 ② 腰部継手 ③ 腹圧強化バンド	②×2 ③	②×2	
完成用部品	足継手	① 制御式（補助付） 一方向	①	①	

4 仙腸装具

基本要件

仙腸関節に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者。

適応例

カリエス、脊髄損傷、ポリオ等による体幹筋力低下・変形があり、脊柱の固定・支持を必要とする者が適応となります。

基本構造

骨盤を包み、仙腸関節の動きを制限する装具です。

基本構造		耐用年数
A 金属枠		3年
B 硬性	・陽性モデルを用いてモールドされたもの。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	2年
C 軟性	布を主材料にし、板ばねで補強したもの。	1.5年
D 骨盤帯	骨盤を帯状に一周するもの。 1 芯のあるもの 2 芯のないもの	2年
・オスグッドプレイス、コールドウェイトプレスは、金属枠仙腸装具に含まれること。		



金属枠



硬性



軟性

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A 金属枠 B 硬性 C 軟性 D 骨盤帯	A 金属枠	B 硬性	D 骨盤帯
採型区分		C－5	C－5	C－5	C－5
		採型・採寸	採型	採型	採寸
製作要素	仙腸支持部	A モールド（熱可塑性樹脂） 1 支柱付き 2 支柱なし	B	A－2	D－1
		B フレーム C 軟性			
		D 骨盤帯 1 芯のあるもの 2 芯のないもの			
	その他の加算	①会陰ひも ②バタフライ	①		②

5 側彎矯正装具

基本要件

脊柱に側彎変形がある者。

適応例

脊柱に側彎変形がある者が適応となります。

基本構造

側彎症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連続装着しうるものであることです。

基本構造		耐用年数
A ミルウォーキーブレイス	骨盤から頭部に及ぶもの。	2年
B アンダーアームブレイス (頭部に及ばないもの)	1 金属棒	2年
	2 硬性（仙腸装具に準ずる） ・陽性モデルを用いてモールドされたもの 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	1年
	3 軟性（帯状のものを含む）	1年

【解説】

① ミルウォーキー型

側彎を、垂直方向の牽引力と側方からの圧迫力により矯正しようとする装具である。



ミルウォーキーブレイス



頭部に及ばないもの（アンダーアームブレイス）

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A ミルウォーキーブレイス B アンダーアームブレイス	A ミルウォーキー ブレイス①	A ミルウォーキー ブレイス②	B アンダーアーム ブレイス
採型区分		C-5	C-5	C-5	C-4
		採型・採寸	採型	採型	採型
製作要素	骨盤支持部	A 皮革（補強材を含む。） B モールド（熱可塑性樹脂） ペルビックガードル	B	A	B
	その他の加算	①胸椎パッド ②腰椎パッド ③ショルダーリング ④腋窩パッド ⑤アウトリガー ⑥前方支柱 ⑦後方支柱 ⑧側方支柱 ⑨ネックリング ⑩胸郭バンド（プラスチック製）	① ② ④ ⑤×2 ⑥ ⑦×2 ⑨	① ② ④ ⑤×2 ⑥ ⑦×2 ⑨	① ② ⑤ ⑥ ⑦×2 ⑩
完成用部品		①ミルウォーキーネックリング ②前方支柱 ③後方支柱 ・アウトリガー ④蝶番 二重式 ⑤前方支柱固定金具	① ② ③ ④×2 ⑥	① ② ③ ④×2 ⑤	② ③ ④

2-4 上肢装具

(1) 主な解説と適応例

1 上肢装具とは

機能を失った筋又は起動力の代用、弱い筋又は関節の補助、固定・保持及び矯正、牽引を目的として上肢に用いる装具をいいます。

2 対象となる障害

上肢機能障害、上肢に筋力低下や変形拘縮がある状態です。

(2) 適応例と製作項目

1 肩装具

基本要件

肩関節に筋力低下、変形などがある者が対象です。

適応例

ポリオ、靱帯損傷等で肩関節に筋力低下、変形などが生じ、関節の安定性や運動性に欠ける者等が適応となります。

基本構造

基本構造		耐用年数
肩関節を外転位に保持するもので、骨盤から前腕に及ぶものを基本とすること。		
A 金属枠	体幹の部分が金属枠のもの。	3年
B 硬性	陽性モデルによってモールドされたもの。 金属支柱により補強されたものも含まれる。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	
通常、肩関節外転 70 ～ 90°、肘関節約 90°屈曲位で上肢を保持し、下部は骨盤で支持する。		



金属枠

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例			
基本構造		A 金属枠 B 硬性	A 金属枠①	A 金属枠②	B 硬性	
採型区分		D－1	D－1	D－1	D－1	
		採型・採寸	採型	採型	採型	
製作要素	肩継手	A 固定（片側） B 遊動（片側） C 肩回旋装置	B C	A	A	
	肘継手（片側）	A 固定 B 遊動 C プラスチック継手	B	A	A	
	手継手（片側）	A 固定 B 遊動 C プラスチック継手 D 鋼線支柱	A	A	－	
	支持部	胸郭支持部（半身）	A モールド（熱可塑性樹脂） B フレーム	B	B	A
		骨盤支持部（半身）	A モールド（熱可塑性樹脂） B フレーム	B	B	A
		上腕支持部	A 半月 B 皮革 1 カフバンド 2 上腕コルセット	C	C	C
			C モールド（熱可塑性樹脂）			
			前腕支持部	A 半月 B 皮革 1 カフバンド 2 前腕コルセット	C	C
		C モールド（熱可塑性樹脂）				
	手袋パッド	A モールド B フレーム	A	B	－	
完成用部品		① 殻構造義肢肘継手単軸ヒンジ式遊動式	①			

2 肘装具

基本要件

肘関節に筋力低下、変形などがある者。

適応例

ポリオ、靱帯損傷等で肘関節に筋力低下・変形などが生じ、関節の安定性や運動性に欠ける者等が適応となります。

基本構造

基本構造		耐用年数
上腕から前腕に及ぶもの。		
A 両側支柱	両側に金属支柱をもち、金属の半月をもつもの。	3年
B 硬性	陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれる。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	
C 軟性		2年

【解説】

- ①関節拘縮・筋力低下・関節不安定及び機能的肢位の保持などの目的で用いる。通常両側支柱をとる。
- ②肘継手は、単軸継手をもっともよく用いられる。
- ③変形矯正（屈曲拘縮・伸展拘縮）には、拘縮改善方向にのみ可動性があり、悪化の方向への動きを制限させる作用をもったダイヤルロック式継手を用いる。



両側支柱

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A 両側支柱 B 硬性 C 軟性	A 両側支柱	B 硬性	C 軟性
採型区分		D-3	D-3	D-3	D-3
		採型・採寸	採型	採型	採寸
製作要素	肘継手（片側）		A 固定 B 遊動 C プラスチック継手	B × 2	A × 2
	支持部	上腕支持部	A 半月 B 皮革 1 カフバンド 2 上腕コルセット C モールド（熱可塑性樹脂）	A × 2 B-1 × 2	B-2 B-2
		前腕支持部	A 半月 B 皮革 1 カフバンド 2 前腕コルセット C モールド（熱可塑性樹脂）	A × 2 B-1 × 2	B-2 B-2
		その他の加算	①ターンバックル ②ダイヤルロック		
	完成用部品		③ターンバックル ④ダイヤルロック ⑤殻構造義肢肘継手単軸ヒンジ式遊動式	③	

3 手背屈装具

基本要件

手関節手指に筋力低下、変形などがある者。

適応例

脳血管障害、神経損傷等で手関節に掌屈拘縮がある者等が適応となります。

基本構造

前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの。

手関節伸筋群に麻痺又は筋力低下などのある場合に、手関節を軽度背屈して良肢位に保持するための装具である。

基本構造		耐用年数
Aパネル型	・前腕部と手部を板ばねによって結ぶもの。	3年
Bトーマス型	・ゴムによって手関節を背屈位に、母指を外転位に保つもの。	
Cオープンハイマー型	・鋼線を主材料として、手関節背屈、MP伸展、母指外展位をとらせるもの。	
D硬性	1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	

【解説】

①パネル型

前腕を受ける前腕指示板と楕円形の手掌部パッド、手関節を背屈位に保持する金属製ばね板、前腕に装具を固定するベルトなどから構成される。

②トーマス型懸垂装具

手関節、MP関節、母指の伸展補助機能を持つ装具である。前腕背側板から手の背側に出るピアノ線及びゴム紐を用いる。

③オープンハイマー型

手関節、MP関節の伸展補助機能を持つ装具である。前腕背側・手関節背側・母指及び指を支持点とし、ピアノ線及びゴム紐を用いる。



パネル型

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		Aパネル型 Bトーマス型 Cオープンハイマー型 D硬性	A パネル型	B トーマス型	C オープン ハイマー型
採型区分		D-4	D-4	D-4	D-4
		採型・採寸	採寸	採寸	採寸
製作要素	手継手（片側）	A固定 B遊動 Cプラスチック継手 D鋼線支柱	B	D	D×2
	支持部				
	前腕支持部	A半月 B皮革 1 カフバンド 2 前腕コルセット Cモールド（熱可塑性樹脂）	C	C	A×2
	手掌パッド	Aモールド Bフレーム	B	A	B
その他の加算		①伸展・屈曲補助バネ		①×2	①

4 長対立装具

基本要件

手関節母指に筋力低下、変形などがある者。

適応例

脳血管障害、慢性関節リウマチ等で母指での対立動作が困難な者が適応となり、手関節の安定性が低い場合に使用されます。

基本構造

母指を他の4指、とりわけ示指・中指と対立位を保持するために用いる装具です。

基本構造等	耐用年数
・前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つもの。 ・高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。 ・手関節を一定の肢位に固定するものである。	3年

【解説】

①ランチョ型

前腕及び手の背側面を走り手の尺側をまわり第2中手骨頭まで伸びるバーと対立バーで構成。

②エンゲン型

プラスチック製手掌部と前腕腹側面に沿って手関節を背屈位に保持する金属製の前腕部から構成。

③ベネット型

前腕部が中手骨まで伸びる背側バーと、手背を横切り尺側で第5中手骨頭を支持するバー、対立バーなどで構成。ランチョ型と異なり掌側の支持バーがない。



ランチョ型

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例	
基本構造		長対立装具	長対立装具 ランチョ型	長対立装具
採型区分		D-4	D-4	D-4
		採型・採寸	採寸	採寸
製作要素	手継手（片側）	A固定 B遊動 Cプラスチック継手 D鋼線支柱	A	A
	支持部	A半月 B皮革 1 カフバンド 2 前腕コルセット	A×2	A×2
		Cモールド（熱可塑性樹脂）		
		手部背側パッド	B	B
		手掌パッド	B	B
	その他の加算	①基節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ②中・末節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ③対立バー ④Cバー ⑤アウトリガー ⑥伸展・屈曲補助バネ	③ ④	①-2 ③ ④ ⑤ ⑥×4

5 短対立装具

基本要件

母指に筋力低下、変形などがある者。

適応例

脳血管障がい、慢性関節リウマチ等で母指での対立動作が困難な者が適応となり、母指に筋力低下、変形などがある者で、手関節の安定性が高い場合に使用されます。

基本構造

母指を他の4指、とりわけ示指・中指と対立位を保持するために用いる装具です。

基本構造等	耐用年数
- 母指を対立位に保つもの。 - 高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。 - 手関節の運動を制限しないものである。 - C型バー、ランチョ型、エンゲン型などさまざまなデザインのものがある。	3年

【解説】

①ランチョ型

手背から小指側を経て手掌を下から支えるアーチと、対立バーで構成。

②エンゲン型

プラスチック製手掌部が小指球外側まで延長したもの。母指対立位の保持・手掌の安定がより確実。

③ベネット型（ウォームスプリング型）

手掌部はCバー及び手背部より小指球へ突出したバーのみで支えられたもの。ランチョ型と異なり掌側支持バーがない。



ランチョ型

製作項目

区分			使用材料・種類・部品等	適用例
基本構造			短対立装具	短対立装具
採型区分			D-5	D-5
			採型・採寸	採寸
製作要素	支持部	手部背側パッド	Aモールド Bフレーム	B
		手掌パッド	Aモールド Bフレーム	B
	その他の加算		①基節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ②中・末節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ③対立バー ④Cバー	③ ④

6 把持装具

基本要件

全手指に高度な筋力低下がある者で、把持装具を使うことができる者。

適応例

頸随損傷等で手指の筋力に高度の低下がある者で、把持装具の使用によって把持（つまみ）動作が可能となる者が適応となります。

基本構造

母指及び他の手指に筋力低下がある場合に、母指を対立位に保持し、第2～3指を金属棒で固定して、この3指で3点つまみを行う装具です。

①手関節駆動式

屈筋腱固定術の原理を利用して、手関節背屈によって示指・中指のMP関節を他動的に屈曲させ、対立位にある母指との間で把持を行わせるもの

②ハーネス駆動式

肩甲骨の運動を用いてハーネスとコントロールケーブルによって駆動させるもの

基本構造		耐用年数
- 前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。 - 通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたものを基本とするが、プラスチックを主材料としたものも含まれる。		3年
A 手関節駆動式	手関節の運動によってつまみを可能にするもの。	
B ハーネス駆動式	ハーネスを力源とするもの。	



手関節駆動式

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例	
基本構造		A 手関節駆動式 B ハーネス駆動式	A 手関節駆動	B ハーネス駆動
採型区分		D-4	D-4	D-4
		採型・採寸	採寸	採寸
製作要素	手継手（片側）	A 固定 B 遊動 C プラスチック継手 D 鋼線支柱	B	
	MP 継手	A 固定 B 遊動	B	
	IP 継手	A 固定 1 金属（アルミニウム） 2 モールド（熱可塑性樹脂） B 遊動 C 鋼線支柱	A-1	
	前腕支持部	A 半月 B 皮革 1 カフバンド 2 前腕コルセット C モールド（熱可塑性樹脂）	A	C
	手部背側パッド	A モールド B フレーム		A
	手掌パッド	A モールド B フレーム	A	A
	その他の加算	①基節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ②中・末節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ③対立バー ④Cバー ⑤アウトリガー ⑥伸展・屈曲補助バネ ⑦前腕用8字ハーネス	①-2 ②-2 ③ ④	①-2 ②-1 ③ ④ ⑦
完成用部品		①把持装具用部品 ②殻構造義肢 その他 ケーブルセット	①	① ②

7 MP 屈曲装具（ナックルベンダー）及びMP 伸展装具（逆ナックルベンダー）

基本要件

示～小指のMP 関節に過伸展、伸展拘縮など（MP 屈曲装置）あるいは屈曲拘縮（MP 伸展装置）がある者。

適応例

示～小指のMP 関節に過伸展、伸展拘縮など（MP 屈曲装置）あるいは屈曲拘縮（MP 伸展装置）がある者に適応されます。

①MP 屈曲装置

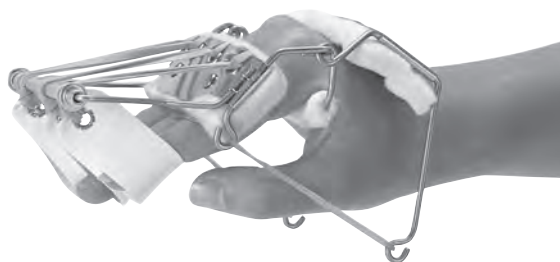
示～小指のMP 関節に過伸展、伸展拘縮などがある者

②MP 伸展装置

示～小指のMP 関節に屈曲拘縮がある者

基本構造

基本構造		耐用年数
○手部から示指より小指の基節に及ぶもので、MP関節を屈曲又は伸展させるもの。 ○MP屈曲装具（ナックルベンダー） 中手骨と基節骨・中節骨との背側面に当てる金属プレートと第2～5中手骨頭掌側面を横切る手掌バーを鋼線でつなぎ、このプレート間をゴムバンドなどで牽引してMP関節を屈曲させる。 ○MP伸展装具（逆ナックルベンダー） 中手骨と基節骨・中節骨を掌側面より、第2～5中手骨頭を背側面より圧迫し、背側面にゴムバンドなどで牽引してMP関節を伸展させる。		3年
Aパネル型	ゴムを用いるもの。	
Bプラスチック		
C軟性		



MP屈曲装具（ナックルベンダー） 指伸展補助付

製作項目

区分			使用材料・種類・部品等			適用例		
基本構造			Aパネル型 Bプラスチック C軟性			A パネル型	B プラスチック	C 軟性
採型区分			D-5			D-5	D-5	D-5
			採型・採寸			採寸	採型	採寸
製作要素	MP継手		A固定 B遊動			B		
	支持部	手部背側パッド	Aモールド Bフレーム			B	A	
		手掌パッド	Aモールド Bフレーム			B	A	
	その他の加算		①基節骨パッド 1 モールド 2 フレーム			①-2	①-1	

8 指装具（指用ナックルベンダー及び指用逆ナックルベンダー）

基本要件

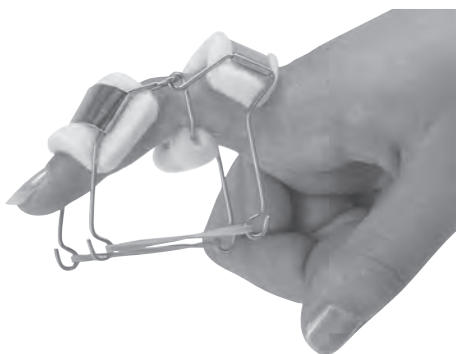
指のD I P、P I P関節に過伸展、伸展拘縮あるいは屈曲拘縮がある者。

適応例

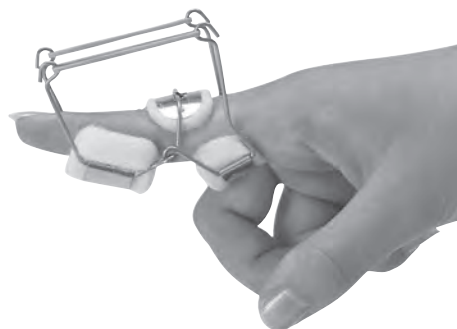
靱帯損傷、慢性関節リウマチ等により、指節間関節の筋力低下や変形が生じ、関節の安定性や運動性に欠ける者等が適応となります。

基本構造

基本構造		耐用年数
• P I P及びD I P関節を伸展位又は屈曲位、あるいは内外反位に保持するもの。		3年
指用ナックルベンダー （I P屈曲補助装具）	• 指のI P関節に伸展拘縮のある場合などに用い、ゴムバンドによりI P関節を屈曲させる装具。	
指用逆ナックルベンダー （I P伸展補助装具）	• 指のI P関節に屈曲拘縮のある場合などに用い、ゴムバンドによりI P関節を伸展させる装具。	



指用ナックルベンダー



指用逆ナックルベンダー

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例
基本構造		指装具	指装具
採型区分		D-6	D-6
		採型・採寸	採寸
製作要素	I P継手	A固定 1 金属（アルミニウム） 2 モールド（熱可塑性樹脂） B遊動 C鋼線支柱	B
	その他の加算	①基節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ②中・末節骨パッド 1 モールド 2 フレーム	①-2 ②-2

9 B. F. O. (食事動作補助器)

基本要件

上肢に高度な筋力低下がある者で、B.F.O. を使うことができる者。

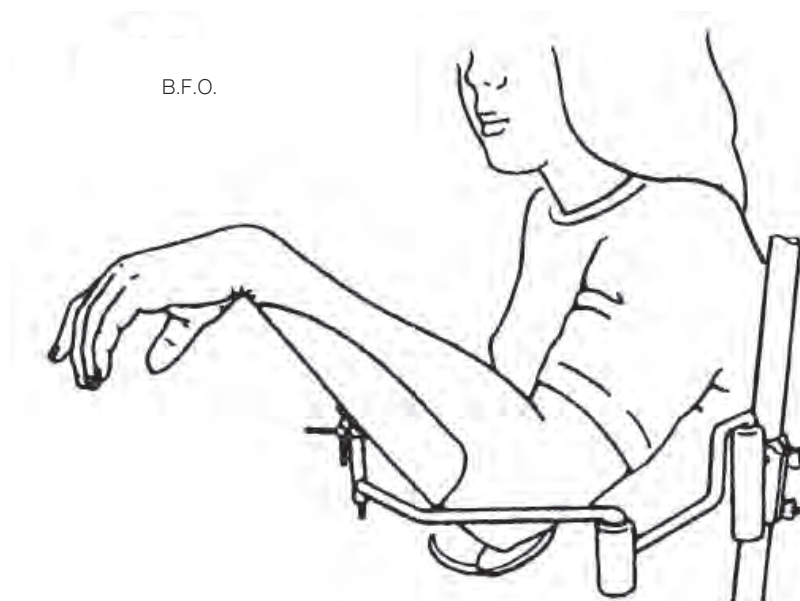
適応例

頸随損傷、筋萎縮性側索硬化症等により上肢筋力に高度の低下がみられ、B.F.O. の使用によって食事等の目的動作が可能になる者が適応となります。

基本構造

2つの玉軸受と軸を利用して、食事その他の日常生活動作の独立を目的とするもので、車椅子に取り付けて使用します。

基本構造	耐用年数
- 前腕を平衡をとった状態で支え、ボールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの。 - 付属品として車椅子を加えることができること。	3年



製作項目

区分	使用材料・種類・部品等	適用例
基本構造	B. F. O.	B. F. O.
採型区分	D-2	D-2
	採型・採寸	採寸
製作要素	付属品	A車椅子 普通型
完成用部品	①把持装具用部品 B. F. O.	①

2-5 見積例

1 下肢装具

股装具 B 硬性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A-1	下肢装具 採型（採寸）	
製作要素 価格	継手	股継手 遊動	
	大腿支持部	A 半月	
		C2 モールド熱可塑性樹脂	
	その他の加算要素	仙腸支持部 モールド 支柱付	
		内張り 仙腸支持部	
		内張り 大腿支持部	
完成用部品		股継手 ロック式 ダイアルロック式	サカモト A 2-2



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

股装具 C 軟性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A-1	下肢装具 採型（採寸）	
製作要素 価格	継手	股継手 遊動	
	大腿支持部	B 2 大腿コルセット	
	その他の加算要素	仙腸支持部 C 軟性	
完成用部品		股継手 ロック式 ダイアルロック式	T O -755



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

長下肢装具 A 両側支柱①

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -3	下肢装具 採型	
製作要素価格	継手	膝継手 遊動 × 2	
		足継手 遊動 × 2	
	大腿支持部	A半月 × 2	
		B 1 カフバンド × 2	
	下腿支持部	A半月	
		B 1 カフバンド	
	足部	Aあぶみ	
		B1 皮革等 大	
	その他の加算要素	膝当て	
		足底裏革（すべり止め）	
		内張り 足部	
完成用部品		膝継手 ストッパー付輪止め式 足継手 制御式 制限付 あぶみ 制御式 制限付 足板付 二方向	K-111 K-215 K-217



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

長下肢装具 A両側支柱②

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -3	下肢装具 採型	
	B-2	靴型装具 採型（採寸）	
製作要素価格	継手	膝継手 遊動 × 2	
		足継手 遊動 × 2	
	大腿支持部	A半月 × 2	
		B1 皮革等カフバンド × 2	
	下腿支持部	A半月	
		B1 皮革等カフバンド	
	足部	Aあぶみ	
	その他の加算要素	膝当て	
	製作要素価格	患足 半長靴 整形靴 グッドイヤー式	
	製作要素価格	健足 半長靴 グッドイヤー式	
完成用部品		膝継手 ストッパー付輪止め式 足継手 制御式 補助付（ゲイトソリューション足継手） 足継手 制御式 補助付	K-111 川村義肢 09-SIZE K-215



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

骨盤帯付両長下肢装具 A 両側支柱③

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -10	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	股継手 遊動 × 2	
		膝継手 遊動 × 4	
		足継手 遊動 × 4	
	腰椎支持部	B フレーム	
	大腿支持部	A 半月 × 4	
		B1 皮革等カフバンド × 4	
	下腿支持部	A 半月 × 2	
		B 1 皮革等カフバンド × 2	
	足部	A あぶみ × 2	
		B1 皮革等 大 × 2	
	その他の加算要素	膝当て × 2	
		足底裏革 (すべり止め) × 2	
完成用部品		股継手 ストッパー付輪止め式 × 2	K1-105
		股継手 ストッパー付輪止め式 × 2	K-111
		足継手 制御式 制限付 × 2	K-201
		あぶみ 制御式 制限付 足板付 × 2	K-205



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

長下肢装具 B片側支柱

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -3	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	膝継手 遊動	
		足継手 遊動	
	大腿支持部	A 半月 × 2	
		B 1 皮革等カフバンド × 2	
	下腿支持部	A 半月	
		B 1 皮革等カフバンド	
	足部	A あぶみ	
		B1 皮革等 大	
	その他の加算要素	膝当て	
完成用部品		足底裏革 (すべり止め)	
		膝継手 ストッパー付輪止め式	K -111
		足継手 制御式 制限付	K -201
		あぶみ 制御式 制限付 足板付	K -205



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

骨盤帯付長下肢装具 C硬性（免荷付）①

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -2	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	股継手 遊動	
		膝継手 遊動 × 2	
		足継手 遊動 × 2	
	腰椎支持部	A 1 モールド 熱可塑性樹脂 支柱付	
	大腿支持部	C 2 モールド 熱可塑性樹脂	
		坐骨支持式	
	下腿支持部	A 半月	
		B1 皮革等カフバンド	
	足部	A あぶみ	
	その他の加算要素	健足補高 5cm 高さ調節	
		内張り 仙腸支持部	
		内張り 大腿支持部	
完成用部品		股継手 ストッパー付輪止め式 膝継手 ストッパー付輪止め式 歩行あぶみ あぶみゴム	K I -105 K -111 K I - D -301-2 K I - D -301-3



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

長下肢装具 C硬性（免荷付）②

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -3	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	膝継手 遊動 × 2	
		足継手 遊動 × 2	
	大腿支持部	C 2 モールド 熱可塑性樹脂	
		坐骨支持式	
	下腿支持部	A 半月	
		B1 皮革等カフバンド	
	足部	A あぶみ	
		B1 皮革等 大	
	その他の加算要素	足底裏革（すべり止め）	
		内張り 大腿部	
完成用部品		膝継手 ストッパー付輪止め式 足継手 制御式 制限付 あぶみ 制御式 制限付 足板付	K -111 K -201 K -205



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

長下肢装具 C 硬性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -3	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	膝継手 固定 × 2	
		足継手 固定 × 2	
	大腿支持部	C 2 モールド 熱可塑性樹脂	
	下腿支持部	C 2 モールド 熱可塑性樹脂	
	足部	B3 足部モールド (熱可塑性樹脂)	
	その他の加算要素	膝当て	
		足底裏革 (すべり止め用)	
		内張り 大腿部	
		内張り 下腿部	
		内張り 足部	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

膝装具 A 両側支柱①

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -4	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	膝継手 遊動 × 2	
	大腿支持部	A 半月 × 2	
		B 1 皮革等カフバンド × 2	
	下腿支持部	A 半月 × 2	
		B 1 皮革等カフバンド × 2	
	その他の加算要素	膝当て	
完成用部品		膝継手 ストッパー付輪止め式	K -111



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

膝装具 A 両側支柱②

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -4	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	膝継手 遊動 × 2	
	大腿支持部	A半月	
		C 2 モールド 熱可塑性樹脂	
	下腿支持部	A半月	
		C 2 モールド 熱可塑性樹脂	
	その他の加算要素	内張り 大腿部	
		内張り 下腿部	
完成用部品		膝継手 ダイヤルロック	小原 12B-001



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

短下肢装具 A 両側支柱①

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -6	下肢装具 採型	
	B-2	靴型装具 採型（採寸）	
製作要素 価格	継手	足継手 遊動 × 2	
	下腿支持部	A半月	
		B1 皮革等カフバンド	
	足部	あぶみ	
	その他の加算要素	T・Y ストラップ	
	製作要素価格	患足 短靴 整形靴 グッドイヤー式	
	製作要素価格	健足 短靴 グッドイヤー式	
完成用部品		足継手 制御式 制限付 あぶみ 制御式 足板付一方向	K -209 k -211



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

短下肢装具 A 両側支柱②

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -6	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	足継手 遊動 × 2	
	下腿支持部	A 半月	
		B1 皮革等カフバンド	
	足部	A あぶみ	
		B1 皮革等 大	
	その他の加算要素	足底裏革（すべり止め）	
完成用部品		足継手 制御式 制限付 あぶみ 制御式 制限付 足板付	K -201 K -205

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



短下肢装具 F 硬性（支柱つき P T B免荷付）①

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -5	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	足継手 固定 × 2	
	下腿支持部	C2 モールド熱可塑性樹脂	
		P T B 支持式	
	足部	A あぶみ	
		B 3 モールド（熱可塑性樹脂）	
	その他の加算要素	健足補高 5cm	
		高さ調整	
完成用部品		内張り 下腿部	
		内張り 足部	
		歩行あぶみ あぶみゴム	K I - D -301-2 K I - D -301-3

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



短下肢装具 F 硬性（支柱付 PTB免荷付）②

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -5	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	足継手 遊動 × 2	
	下腿支持部	C 2 モールド 熱可塑性樹脂	
		PTB支持式	
	足部	Aあぶみ	
		B3 モールド (熱可塑性樹脂)	
	その他の加算要素	足底裏革 (すべり止め用)	
		高さ調整	
		内張り 下腿部	
		内張り 足部	
完成用部品		足継手 制御式 制限付 あぶみ 制御式 制限付 足板付	K -201 K -205



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

短下肢装具 F 硬性（支柱なし）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -6	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	足継手 プラスチック継手	
	下腿支持部	C2 モールド熱可塑性樹脂	
	足部	B3 足部モールド (熱可塑性樹脂)	
	その他の加算要素	内張り 下腿部	
		内張り 足部	
		足底裏革	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

短下肢装具 F 硬性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -6	下肢装具 採型（採寸）	
製作要素 価格	下腿支持部	B2 皮革等下腿コルセット	
	足部	B1 皮革等 小	
	その他の加算要素	伸展・屈曲補助装置	
完成用部品			

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



短下肢装具 G 軟性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -6	下肢装具 採型（採寸）	
製作要素 価格	下腿支持部	B1 皮革等カフバンド	
	足部	B1 皮革等 小	
	その他の加算要素	伸展・屈曲補助装置	
完成用部品			

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



足底装具・Aアーチサポート①

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A-7	採型（採寸）	
製作 要素 価格	足部	B1 皮革等 小	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

足底装具・Bメタタルザルサポート

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A-7	採型	
製作 要素 価格	足部	B3 足部モールド（熱可塑性樹脂）	
	その他の加算要素	足底裏革（すべり止め用）	
		内張り 足部	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

足底装具・D外側楔

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A-7	採型（採寸）	
製作 要素 価格	足部	B1 皮革等 小	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

2 靴型装具

靴型装具・A長靴（注：両患足例）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	B -1	採寸（採型） × 2	
製作 要素 価格	長靴	整形靴又は特殊靴 × 2	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

靴型装具・A半長靴（注：両患足例）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	B -2	採寸（採型） × 2	
製作 要素 価格	半長靴	整形靴又は特殊靴 × 2	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

靴型装具・Cチャッカ靴（注：両患足例）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	B -2	採寸（採型） × 2	
製作 要素 価格	チャッカ靴	整形靴又は特殊靴 × 2	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

靴型装具・D短靴（注：両患足例）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	B -2	採寸（採型） × 2	
製作 要素 価格	短靴	整形靴又は特殊靴 × 2	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

3 その他

先天性股脱装具 A パブリック帯（リーメンビューゲル型）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A-8	採寸	(6～14歳)
製作 要素 価格	その他の加算要素	リーメンビューゲル	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

内反足装具・B 靴型装具型（半長靴）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A-6	採型 × 2	(6～14歳)
製作 要素 価格	半長靴	特殊靴 × 2	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

内反足装具・C デニスブラウン副子（靴型装具型）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A-7	採型 × 2	
製作 要素 価格	短靴	特殊靴	
	その他の加算要素	デニスブラウン	
完成用部品		デニスブラウン	KI-M-B KI-M-F



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

4 体幹装具

頸椎装具・B硬性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C-2	採型	
製作 要素 価格	頸椎支持部	A2 モールド（熱可塑性樹脂）支柱なし	
	その他の加算要素	内張り 頸椎支持部	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

頸椎装具・Cカラー（あご受けのあるもの）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C-2	採型（採寸）	
製作 要素 価格	頸椎支持部	C1 カラーあご受けあり	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

頸椎装具・Cカラー（あご受けのないもの）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C-2	採型（採寸）	
製作 要素 価格	頸椎支持部	C1 カラーあご受けなし	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

胸椎装具・A金属枠

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -3	採型	
製作 要素 価格	腰椎支持部	B フレーム	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

胸椎装具・B硬性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -3	採型	
製作 要素 価格	胸椎支持部	A1 モールド (熱可塑性樹脂)	
	その他の加算要素	内張り 胸椎支持部	
	胸椎支持部	サンドイッチ構造	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

胸椎装具・C軟性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -3	採型 (採寸)	
製作 要素 価格	胸椎支持部	C 軟性	
	体幹装具付属品	肩バンド × 2	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

仙腸装具・B硬性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -5	採型	
製作 要素 価格	仙腸支持部	A2 モールド (熱可塑性樹脂) 支柱なし	
	その他の加算要素	体幹装具付属品 会陰ひも	
		内張り 仙腸支持部	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

仙腸装具・C軟性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -5	採型 (採寸)	
製作 要素 価格	仙腸支持部	C 軟性	
完成用部品			



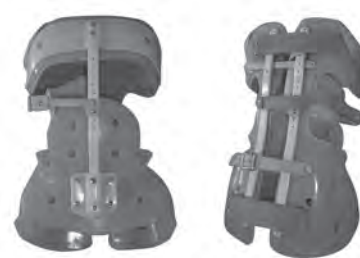
この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

側彎矯正装具・Bアンダーアームブレース

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -4	採型	
製作 要素 価格	骨盤支持部	B モールド (熱可塑性樹脂)	
	その他の加算要素	付属品 胸椎パッド	
		付属品 腰椎パッド	
		アウトリガー	
		前方支柱	
		後方支柱 × 2	
		胸郭バンド (プラスチック製)	
完成用部品		アウトリガー 前方支柱 後方支柱	K 1-N -005 A -3 K 1-N -005 A -1 K 1-N -005 A -2



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

腰椎装具・A金属枠①

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -5	採型	
製作 要素 価格	腰椎支持部	B フレーム	
	その他の加算要素	付属品 腰部継手 × 2	
		付属品 腹圧強化バンド	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

腰椎装具・A金属枠②

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -5	採型	
製作 要素 価格	腰椎支持部	B フレーム	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

腰椎装具・B硬性①

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -5	採型	
製作 要素 価格	腰椎支持部	A2 モールド (熱可塑性樹脂) 支柱なし	
	その他の加算要素	付属品 腰部継手 × 2	
		内張り 腰椎支持部	
完成用部品		足継手 制限付 (補助付) 1方向	K -209-1
		あぶみ 制限付 (補助付) 1方向	K -212



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

腰椎装具・B硬性②

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -5	採型	
製作 要素 価格	腰椎支持部	A2 モールド(熱可塑性樹脂) 支柱なし	
	その他の加算要素	内張り 腰椎支持部	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

腰椎装具・C軟性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -5	採型 (採寸)	
製作 要素 価格	腰椎支持部	C 軟性	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

5 上肢装具

肩装具・A金属枠

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D -1	採寸	
製作 要素 価格	肩継手		
		C 肩回旋装置	
	肘継手	B 遊動（片側）	
	手継手	A 固定（片側）	
	胸郭支持部	B フレーム	
	骨盤支持部	B フレーム	
	上腕支持部	C モールド（熱可塑性樹脂）	
	前腕支持部	C モールド（熱可塑性樹脂）	
	手掌パッド	A モールド	
	その他の加算要素	内張り 上腕部	
完成用部品		内張り 前腕部	
		内張り 手部	
		体幹装具付属品 肩バンド	
	肩継手		A -3201
	肘継手		A -3401



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

肩装具・B硬性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D -1	採寸	
製作 要素 価格	肩継手		
	肘継手		
	上腕支持部	B2 皮革等上腕コルセット	
	前腕支持部	B2 皮革等前腕コルセット	
完成用部品	その他の加算要素	体幹装具付属品 肩バンド	



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

肘装具・A 両側支柱

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D-3	採型	
製作要素 価格	肘継手	遊動 × 2	
	上腕支持部	A 半月 × 2	
		B1 皮革等カフバンド × 2	
	前腕支持部	A 半月 × 2	
		B1 皮革等カフバンド × 2	
完成用部品		殻構造義肢肘継手単軸ヒンジ式遊動式	K I - H -027-2

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



肘装具・B 硬性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D-3	採型	
製作要素 価格	上腕支持部	C モールド (熱可塑性樹脂)	
	前腕支持部	C モールド (熱可塑性樹脂)	
	その他の加算要素	内張り 上腕部	
		内張り 前腕部	
完成用部品			

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



手背屈装具・硬性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D-4	採型	
製作要素 価格	手継手	A 固定	
	前腕支持部	C モールド (熱可塑性樹脂)	
	手掌パッド	A モールド	
	その他の加算要素	内張り 前腕部	
		内張り 手部	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

長対立装具（ランチョ型）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D-4	採寸	
製作要素 価格	手継手	A 固定	
	前腕支持部	A 半月 × 2	
	手部背側パッド	B フレーム	
	手掌パッド	B フレーム	
	その他の加算要素	対立バー	
	その他の加算要素	C バー	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

長対立装具

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D-4	採寸	
製作 要素 価格	手継手	A 固定	
	前腕支持部	A 半月 × 2	
	手部背側パッド	B フレーム	
	手掌パッド	B フレーム	
	その他の加算要素	対立バー	
		C バー	
		基節骨パッド フレーム	
		アウトリガー	
		伸展・屈曲補助バネ × 5	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

短対立装具

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D-5	採寸	
製作 要素 価格	手部背側パッド	B フレーム	
	手掌パッド	B フレーム	
	その他の加算要素	対立バー	
		C バー	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

把持装具・A 手関節駆動式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D-4	採寸	
製作要素 価格	手継手	遊動	
	MP 継手	遊動	
	I P 継手	固定（金属）	
	前腕支持部	A 半月	
	手掌パッド	A モールド	
	その他の加算要素	基節骨パッド フレーム	
		中・末節骨パッド フレーム	
		C バー	
		対立バー	
完成用部品		把持装具用部品 フレクサーヒンジ	



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

指装具

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D-6	採寸	
製作要素 価格	I P 継手	B 遊動	
	その他の加算要素	基節骨パッド フレーム	
		中・末節骨パッド フレーム	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

3 座位保持装置

3-1 主な解説と適応例

対象となる障害

体幹機能障害者

下肢機能障害者

障害の状態

自力での座位又は長時間の座位が困難な状態をいいます。

適応例

体幹や下肢に障害があるため、自力で座位姿勢を保持できない者または長時間の座位による姿勢保持が困難で姿勢の補正が自力で不可能な者で、座位保持装置を使用することにより、自力での座位保持が可能になり、座位の耐久性・安定性の向上が図られることが条件です。

脳性麻痺、筋ジストロフィー等により体幹筋力の低下や体幹変形が著しい者が適応となります。

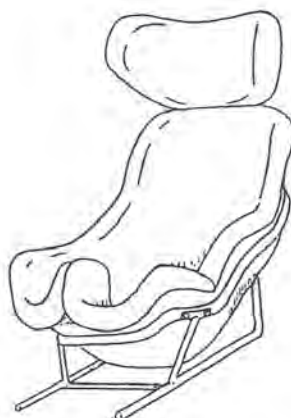
基本構造

- ①長時間座位をとることができない者又は自力で座位を保持できない者に対し、安定した座位の保持を可能とするために用いられる用具。
- ②座位に類似した姿勢（立位、臥位等）を保持する機能を有する装置も含む。
- ③耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。

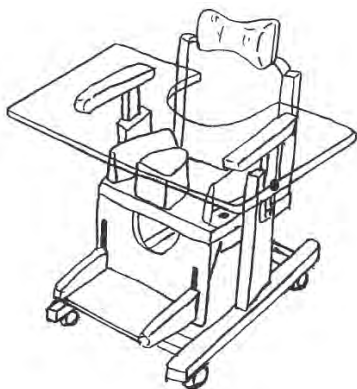
基本構造			耐用年数
身体支持部、構造フレーム、付属品及び完成用部品を組み合わせて製作する。			3年
支持部の主な形状	平面形状型	採寸により製作されるもので、平面を主体として構成された支持面を持つ。	
	モールド型	採型により製作されるもので、身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持つ。	
	シート張り調節型	・支持面のシート又は複数のベルトによるたわみによって身体形状や変形に対応するもの。 ・支持部と組み合わせる構造フレームとして、「ティルト機構」及び「車椅子としての機能」を付加することができる。	
・成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。 ・過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。			



平面形状型



モールド型



平面形状型（木製構造フレーム（ティルト機構））



モールド型（車椅子の構造フレーム）

4 車椅子・電動車椅子

(1) 車椅子

対象となる障害

下肢機能障害者
体幹機能障害者
平衡機能障害者
心臓機能障害者
呼吸器機能障害者

障害の状態

歩行不能な状態、歩行可能だが、耐久性に欠ける状態をいいます。

基本要件

義肢・装具・杖等他の補装具を使用しても歩行が困難な者（原則として、下肢機能障害2級以上又は体幹機能障害3級以上で歩行障害がある者）です。

車椅子の名称

車椅子は、基本的な構造の違い等により、下記の名称に分けられます。

- ①リクライニング式は体幹の支持性の低下等によりバックサポートの角度を変えなければ座位保持が困難な者、ティルト式は座位保持が困難な者であって自立姿勢変換が困難な者が適応となる。
- ②基本的な製作工程の違いにより、レディメイドとオーダーメイドに分けられる。
- ③レディメイドとは、メーカーにより標準化された既成のサイズの部品を組み立てて製作するものであり、オーダーメイドとは、障害の状態や体型、生活環境等により既成のサイズの部品では適合しない場合に、特定の個人に適合するように部品のサイズを変えて個別に製作するものである。

対象者・要件別基本構造等

名称	対象者・要件等	基本構造等	付属品	耐用年数
普通型	- 両上肢又は片上下肢で駆動できる者 - 座位保持の状態によりリクライニング式やティルト式が必要となることがある。	折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 JIS T 9201-1998 又は JIS T 9201-2006 による	身体の障がいの状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	6年
リクライニング式普通型		バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は普通型に同じ。		
ティルト式普通型		座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。		
リクライニング・ティルト式普通型		バックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。		
手動リフト式普通型	非リフト式車椅子への乗降が困難な者でリフト式普通型の使用により乗降が自力で可能となる者 ※自力乗降が可能にならない場合であっても、日常生活の状況や介護者の状況等を勘案し、真に必要とすると認められる場合は、支給対象とする。	- 座席の高さを変えることができるもの。 - 乗降時にレバーを操作することによって座面を上下（床面から70cmの安全な範囲で調整）できる リフト機能を持つ - その他は普通型と同じ。		
前方大車輪型	- 肩関節等に運動制限、筋力低下等があり、普通型では十分な駆動力が得られない者 - 座位保持の状態によりリクライニング式が必要となることがある。※普通型車椅子より小回りが利くため、上肢に障害のある者に適するが、操作性において難しい面があることから、利用できる者は限定される。	- 折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。 - 前方に大車輪（駆動輪）があり、後方に自在輪（キャスト）がある。		
リクライニング式前方大車輪型		- バックサポートの角度を変えることができるもの。 - その他は前方大車輪型と同じ。		
片手駆動型	- 障がい状況が片麻痺等で、健肢に相当程度の握力があり、効果的に操作が可能なる者 - 座位保持の状態によりリクライニング式が必要となることがある。	原則として折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片麻痺患者の使用できるもの。		
リクライニング式片手駆動型		バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は片手駆動型と同じ。		
レバー駆動型	片麻痺等で上肢機能障がいがあるため、両上肢による駆動が困難な者	レバー1本で駆動操舵ができ、片麻痺患者の使用できるもの。		

名称	対象者・要件等	基本構造等	付属品	耐用年数
手押し型	・ 上肢での駆動が不能な者、又は下肢でしか駆動できない者など障がいの状況から車椅子の操作が難しく、移動は主に介助者による者。 ・ 認知力その他の障がいにより、安全な車椅子操作が難しい者。 ・ 座位保持の状態によりリクライニング式やティルト式が必要となることがある。	原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式、非折りたたみ式) A 大車輪のあるもの B 小車輪だけのもの		6年
リクライニング式手押し型		バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。		
ティルト式手押し型		座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。		
リクライニング・ティルト式手押し型		バックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。		

様式と要件

①リクライニング式

頸髄損傷者で低血圧発作を起こしやすいため、随時に仰臥姿勢をとる必要のある者
四肢・体幹機能障害により運動制限が著明で、座位を長時間保持できない者
股関節拘縮や強直がある者

②ティルト式

脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や、関節拘縮等により座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者等

③オーダーメイド

体格・体型がJIS規格の既製品では適合しない者
障害者の身体状況に個別に対応することが必要な者

【備考】

- ①価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュラー方式による製品（モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するもの。）に適用する。
- ②レディメイドによる製品 → オーダーメイドの額の75%の範囲内の額
- ③体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。
- ④身体の障がいの状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
- ⑤クッションを必要とする者とは、褥瘡のある者、褥瘡の発生の危険性のある者等。



普通型



リクライニング式普通型



手動リフト式普通型



片手駆動型



リクライニング・ティルト式手押し型



レバー駆動型



手押し型・A（大車輪のあるもの）

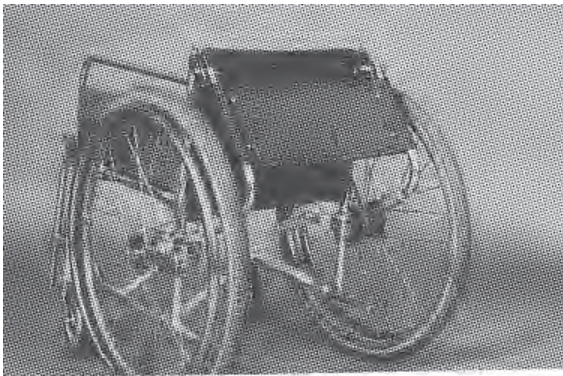


リクライニング式手押し型

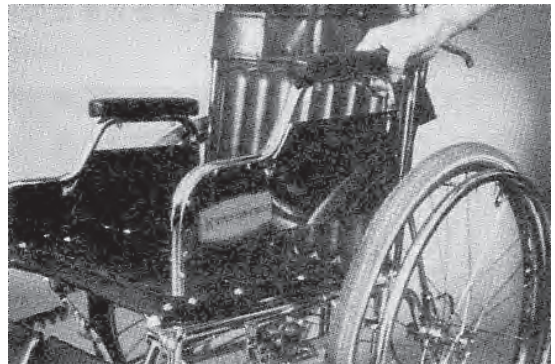
付属品

身体障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とします。(対象者及び要件等については、P 285「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領の一部改正について」(国通知)の第4「車椅子及び電動車椅子に関する取扱い」を参照)

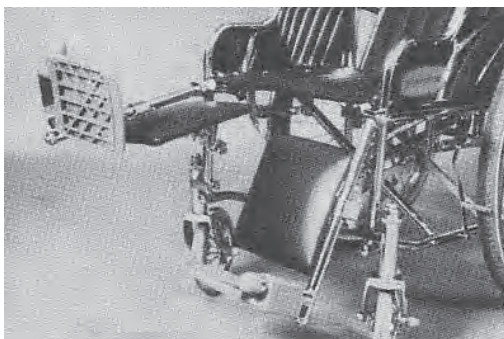
- ①クッション（バルブを開閉するだけで空気量を調節するもの及び特殊な空気室構造のものに限る。）及びフローテーションパッドを車椅子（電動を含む）の補装具費支給後に生じた理由により追加する必要がある場合は、厚生相談所の判定が必要である。
- ②車椅子の補装具費支給の際に付属品を同時に支給する場合は、厚生相談所の判定が必要である。



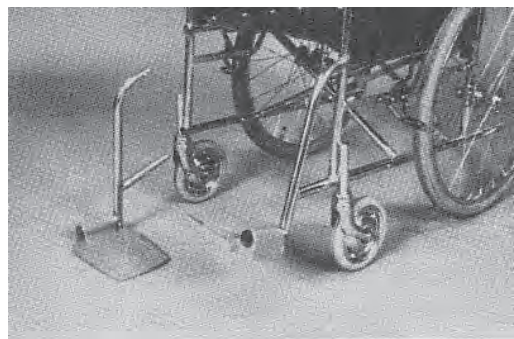
バックサポート：背折れ機構



アームサポート：脱着式



レッグサポート：挙上式



レッグサポート：脱着式



クッション（特殊な空気室構造のもの）



栄養バック取り付け用ガートル架



シートベルト



スポークカバー



ステッキホルダー



泥よけ



転倒防止装置



フットブレーキ



酸素ボンベ固定装置

修理基準

修理部位	単位	価格(円)	備考
クッション交換		3,400	
クッション（ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの）交換		10,000	
クッション（ゲルとウレタンフォームの組合せのもの）交換		17,000	
クッション（バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの）交換		30,000	
クッション（特殊な空気室構造のもの）交換		45,000	
フローテーションパッド交換		30,000	三重構造とする場合は、1,300円増しとすること。
背クッション交換	1個	10,000	
特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート）交換	1個	20,790	
クッションカバー（防水加工を施したもの）交換	1個	7,460	
クッション滑り止め部品交換	1台	1,580	
バックサポート交換		7,500	
延長バックサポート交換	1台	8,750	枕は含めないこと。
枕（オーダー）交換	1台	10,330	レディメイドは50%とすること。
バックサポートパイプ交換		2,550	
バックサポートパイプ取付部品交換		3,700	
張り調整式バックサポート交換	1台	15,080	
高さ調整式バックサポート交換	1台	12,080	
背折れ機構部品交換	1台	5,840	
背座間角度調整部品交換	1台	8,100	
アームサポート（肘当て部分）交換		3,900	
アームサポート（フレーム）交換		4,600	
高さ角度調整式アームサポート交換	1個	9,010	
高さ調整式アームサポート（段階調整式）交換	1個	3,310	
角度調整式アームサポート交換	1個	7,050	
跳ね上げ式アームサポート交換	1個	4,680	
脱着式アームサポート交換	1個	4,680	
アームサポート拡幅部品交換	1個	3,610	
アームサポート延長部品交換	1個	3,610	
レッグサポート交換		1,800	
脱着式レッグサポート交換	1個	5,780	
拳上式レッグサポート（パッド形状）交換	1個	6,390	
開閉拳上式レッグサポート（パッド形状）交換	1個	9,290	
開閉・脱着式レッグサポート交換	1個	6,790	
フットサポート交換	1個	3,000	前後調整、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は、各1,500円増しとすること。
ヘッドサポートベース（マルチタイプ）交換	1台	16,950	枕は含めること。
座布交換		7,300	
座張り調整部品交換	1台	10,000	

修理部位	単位	価格(円)	備考
座奥行き調整（スライド式）部品交換	1台	16,970	
座板交換	1台	6,800	
座席昇降ハンドルユニット交換		15,800	
座席昇降チェーン交換		8,400	
座席昇降メカユニット交換		22,100	
フレーム（サイドベース）交換		10,700	
フレーム（サイド拡張）交換		8,500	
フレーム（サイド拡張）取付部品交換		3,200	
フレーム（折りたたみ）交換		15,600	
ブレーキ交換		9,100	
キャリバーブレーキ交換		8,000	
フットブレーキ（介助者用）交換		6,000	
延長用ブレーキアーム交換	1個	1,450	
リフレクタ（反射器－夜光材）交換		430	1回当たりとすること。
リフレクタ（反射器－夜光反射板）交換		670	
ハンドリム交換		4,350	
滑り止めハンドリム交換		7,000	
ノブ付きハンドリム交換	1個	4,470	購入後に後付けする場合は、4,350円増しとすること。
キャスター（大）交換		8,000	
キャスター（小）交換		5,800	
屋外用キャスター（エア式等）交換		7,500	
リーム交換		5,500	
車軸位置調整部品交換	1台	16,120	
大車輪脱着ハブ交換	1個	5,000	
サイドガード交換		6,820	
タイヤ交換		4,270	
ノーパンクタイヤ交換	1個	3,690	購入後に後付けする場合は、1,740円増しとすること。
チューブ交換		2,450	
シートベルト交換		3,500	
テーブル交換		10,900	
スポークカバー交換		4,100	
塗装		17,900	1回当たりとすること。 総塗り替えの場合に限ること。
ハブ取付部品交換		6,100	
キャスター取付部品交換		7,000	
ハブ用スプリング交換		16,000	
ステッキホルダー（杖たて）交換		3,000	
泥よけ交換		5,000	
転倒防止装置交換		3,750	
転倒防止装置交換（キャスター付き折りたたみ式）交換	1個	7,740	

修理部位	単位	価格(円)	備考
携帯用会話補助装置搭載台交換		30,000	
酸素ボンベ固定装置交換		13,000	
人工呼吸器搭載台交換		25,000	
栄養バック取り付け用ガートル架交換		9,000	
点滴ボール交換		9,000	
シリンダー用レバー交換		2,500	
メカロック交換		10,000	
ティルト用ガスダンパー交換		15,000	
ワイヤー交換		1,200	
ガスダンパー交換	1 個	15,000	
幅止め交換	1 個	3,750	購入後に後付けする場合は、750 円増しとすること。
高さ調整式手押しハンドル交換	1 台	7,840	
車載時固定用フック交換	1 個	3,000	
日よけ（雨よけ）部品交換	1 個	8,000	
6 輪構造部品交換	1 台	34,720	
成長対応型部品交換	1 台	56,020	バックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、車軸位置調整及び脱着ハブ、その他成長対応に必要な構造を有すること。
痰吸引器搭載台交換	1 個	25,000	

(2) 電動車椅子

対象となる障害

上肢機能障害者
 下肢機能障害者
 体幹機能障害者
 心臓機能障害者
 呼吸器機能障害者

障害の状態

歩行が不能又は困難で、かつ手動式車椅子の駆動が不能又は著しく困難な状態（地理的環境を含む）をいいます。

基本要件

下記要件のすべて（①については、①のア・イ又は②の何れかに該当すればよい）を満たす重度の歩行困難者で、電動車椅子の使用により自立と社会参加の促進が図れる者

- ①重度の下肢機能障害者（原則として下肢機能障害2級以上又は体幹機能障害3級以上）で
 - ア 上肢機能障がいがあるため手動式車椅子の使用が不可能な者又は操作が著しく困難な者
 - イ 上肢機能障害はないが、使用目的及び日常生活圏の環境等の状況から、電動車椅子を使用しなければ日常生活の自立と社会参加の促進が図れない者
- ②呼吸器機能障害及び心臓機能障害によって歩行に著しい制限を受ける者であって、医学的所見から適応が可能なる者
- ③視野、視力、聴力等に障害を有しない者又は障害を有するが電動車椅子の安全走行に支障がないと判断される者
- ④歩行者として、必要最小限の交通規則を理解している者
- ⑤電動車椅子の操作を円滑にできる者

対象別基本構造等

名称	対象者等	基本構造等	付属品	価格（円）	耐用年数
普通型 (4.5Km/H)	- 手動式車椅子の駆動が困難であるが、電動車椅子の操作は自力で可能な者。 6Km/Hの対象者は、周囲の環境に合わせ速度調整ができる者。	JIS T 9203-1999 又は JIS T 9203-2006 による	外部充電器 バッテリー	314,000	6年
普通型 (6Km/H)			身体状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	329,000	

名称		対象者等		基本構造等	付属品	価格（円）	耐用年数
簡易型		平坦路は手動自走が可能であるが、日常生活圏の坂路や悪路においては手動自走が著しく困難な者。		・車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの。			6年
	A切替式	アシスト式を使用しても、手動による自走ができない者 ※平坦路の手動自走が不可能な者であっても、障がい状況や職業上、教育上、日常生活上の必要性を勘案し、真に必要とすると認められる場合は、切替式の交付対象とする。	手動式車椅子の駆動は両上肢や片上下肢で可能であるが、生活圏の坂路や悪路で手動式車椅子の駆動が著しく困難な者が適応となる。	・電動力行・手動力行を切り替え可能なもの。 ・その他は車椅子の普通型に準ずる。	電動装置以外の車椅子部分は購入基準に掲げる額の範囲内で必要な額を加算すること 外部充電器 バッテリー 電動装置以外は、車椅子の普通型に準ずる。	A 157,500	
	Bアシスト式	アシスト式を使用した場合に、手動による自走が可能となる者。	手動式車椅子の駆動は両上肢で可能であるが、生活圏の坂路や悪路で手動式車椅子の駆動が著しく困難な者が適応となる。	・駆動人力を電動力で補助することが可能なもの。 ・その他は車椅子の普通型に準ずる。		B 212,500	
リクライニング式普通型		・頸髄損傷者で低血圧発作を起こしやすいため、随時に仰臥姿勢をとる必要のある者。 ・四肢・体幹機能障がいにより運動制限が著明で、座位を長時間保持できない者。 ・股関節拘縮や強直がある者。		バックサポートの角度を変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	普通型と同じ	343,500	
電動リクライニング式普通型		リクライニング式普通型電動車椅子の要件を満たし、かつ、この電動車椅子を使うことにより、自力でリクライニング操作が可能となる者。		電気でバックサポートの角度を変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	普通型と同じ	440,000	
電動リフト式普通型		手動リフト式車椅子の使用が困難な者で、この電動車椅子の使用により自力乗降が可能となる者※自力乗降が不可能な者であっても、日常生活の状況や介護者の状況等を勘案し、真に必要とすると認められる場合は、交付対象とする。		電気で座席の高さを変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	普通型と同じ	701,400	
電動ティルト式普通型		普通型電動車椅子の要件を満たし、脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や、関節拘縮等により座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者等で、この電動車椅子を使うことにより、自力でティルト操作が可能となる者。		電気で座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	普通型と同じ	580,000	

名称	対象者等	基本構造等	付属品	価格（円）	耐用年数
電動 リクライニング・ ティルト式 普通型	電動リクライニング式普通型及び電動ティルト式普通型の要件を満たす者で、リクライニング式とティルト式の両方の機能を必要とする者。	電気でバックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	普通型と同じ	982,000	6年
備考	①褥瘡のある者、褥瘡の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、車椅子の修理基準の表に掲げるクッション等及びクッションカバーの交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ②体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。 ③外部充電器を必要とせず当該機能を内蔵する場合は 30,000 円を、外部充電器を必要とする場合は修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。※外部充電器交換：20,000 円（簡易型は 25,000 円） ④バッテリーの価格は、修理基準の表に掲げるバッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）の額の範囲内で必要な額を加算すること。※バッテリー（マイコン内蔵型ニッカド電池）交換：31,000 円※バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換：54,000 円 ⑤A Cサーボモーター式を必要とする場合は 20,000 円増しとすること。 ⑥身体の障がいの状況により、その他の付属品を必要とする場合は、電動車椅子の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。				



普通型（6km/ H）



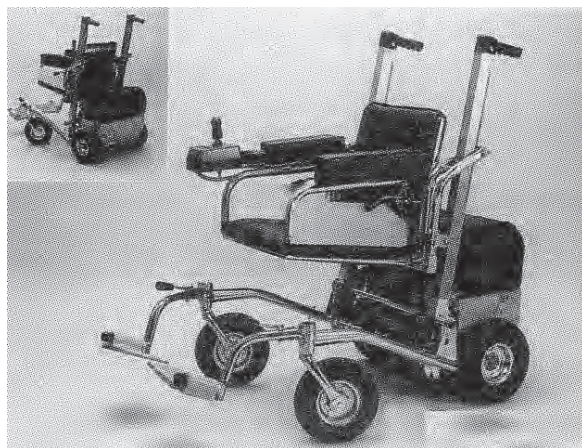
普通型（6km/ H）（ハンドル形）



電動リクライニング式普通型



簡易型（切替式）



電動リフト式普通型



電動リクライニング・ティルト式普通型

修理基準

修理部位	単位	価格(円)	備考
コントローラー交換		84,300	
コントローラー部品交換		9,500	
電動リフトコントローラー交換		40,600	
電動リフトコントローラー部品交換		10,200	
電動ティルトコントローラー交換		94,500	
電動ティルトコントローラー部品交換		10,200	
操作制御部交換		24,300	
操作制御部部品交換		5,800	
電動リフト操作制御部交換		30,500	
電動リフト操作制御部部品交換		5,100	
電動ティルト制御部交換		30,500	
電動ティルト制御部部品交換		5,100	
電動リフト自動停止制御部交換		15,200	
電動リフト自動停止制御部部品交換		5,100	
電動ティルト自動停止部品交換		15,200	
電動ティルト自動停止制御部部品交換		5,100	
ハーネス及びリレー交換		9,000	
ハーネス及びリレー部品交換		3,400	
電動リフトハーネス交換		15,200	
電動ティルトハーネス交換		15,200	
モーター交換		28,500	
モーター部品交換		7,200	
電動リクライニングモーター交換		17,000	
電動リフトモーター交換		60,900	
電動リフトモーター部品交換		8,100	
電動ティルトモーター交換		17,000	
電動ティルトモーター部品交換		8,100	
ギヤーボックス交換		45,100	
ギヤーボックス部品交換		9,700	
電動リクライニング装置交換		53,300	
電動リクライニング装置部品交換		22,200	
電動ティルト装置交換		53,300	
電動ティルト装置部品交換		22,200	
電動又は電磁式ブレーキ（簡易型用を除く。）交換		17,400	
電動又は電磁式ブレーキ（簡易型用に限る。）交換		12,500	
手動ブレーキ交換		12,200	
手動ブレーキ部品交換		7,200	
クラッチ交換		8,600	
フレーム交換		38,300	
フレーム部品交換		8,900	
シートフレーム交換		15,100	
シートフレーム部品交換		6,400	

修理部位	単位	価格(円)	備考
電動リフトシートフレーム交換		81,200	
電動リフトメインフレーム交換		101,500	
電動ティルトシートフレーム交換		81,200	
バックサポートパイプ交換		8,800	
延長バックサポート交換	1台	9,300	枕は含めないこと。
枕（オーダー）交換	1台	10,330	レディメイドは50%とすること。
張り調整式バックサポート交換	1台	15,080	
ヘッドサポートベース（マルチタイプ）交換	1台	16,950	枕は含めること。
高さ調整式アームサポート交換	1個	3,310	
跳ね上げ式アームサポート交換	1個	4,680	
アームサポート拡幅部品交換	1個	3,610	
アームサポート延長部品交換	1個	3,610	
アームサポートパイプ交換		4,150	
アームサポートクッション交換		3,450	
サイドガード交換		5,000	
バックサポート交換		6,900	
シート交換		7,500	
フットサポート交換	1個	11,500	前後調整、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は、各1,500円増しとすること。
フットサポート部品交換		5,200	
開閉・脱着式レッグサポート交換	1個	6,790	
キャスター交換		9,600	
キャスター部品交換		3,900	
フロントホイール交換		4,300	
リヤーホイール交換		5,200	
タイヤ交換		8,100	
ノーバンクタイヤ（前輪）交換	1個	5,000	購入後に後付けする場合は、12,400円増しとすること。
ノーバンクタイヤ（後輪）交換	1個	5,000	購入後に後付けする場合は、13,300円増しとすること。
リヤシフト交換		6,700	
電動リフトシャフト交換		50,800	
電動ティルトシャフト交換		58,000	
電動リフトチェーン交換		50,800	
電動リフトチェーンアジャスター交換		25,400	
簡易型電動装置交換		157,500	アシスト式は、55,000円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は20,000円増しとすること。

修理部位	単位	価格(円)	備考
簡易型ホイール交換		27,700	アシスト式は、6,000円増しとすること。
簡易型ホイール部品交換		3,930	
簡易型右側駆動装置交換		114,850	アシスト式は、21,900円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は10,000円増しとすること。
簡易型左側駆動装置交換		84,850	アシスト式は、39,900円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は10,000円増しとすること。
簡易型駆動装置部品交換		23,400	
バッテリー交換		25,800	密閉型は、3,000円増しとすること。
バッテリー（マイコン内蔵型ニッカド電池）交換		31,000	
バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換		54,000	
バッテリー部品交換		2,300	
内蔵充電器交換		47,600	
外部充電器交換		20,000	簡易型は、5,000円増しとすること。
充電器部品交換		11,800	
オイル又はグリス交換		2,700	
ステッキホルダー（杖たて）交換		3,000	
転倒防止装置交換		3,750	
転倒防止装置（キャスター付き折りたたみ式）交換	1個	7,740	
クライマーセット（段差乗り越え補助装置）交換		18,000	
フロントサブホイール（溝脱輪防止装置）交換		11,200	
携帯用会話補助装置搭載台交換		30,000	
酸素ボンベ固定装置交換		13,000	
人工呼吸器搭載台交換		25,000	
栄養バック取り付け用ガートル架交換		9,000	
点滴ポール交換		9,000	
背座間角度調整部品交換	1台	8,100	
座奥行き調整（スライド式）部品交換	1台	12,080	
電動スイングチンコントロール式交換	1台	213,000	
(以下パーツ)			
パワースイングチンアーム交換	1個	68,250	
チン操作ボックス交換	1個	15,250	
セレクター交換	1個	88,000	
液晶モニター交換	1個	52,000	
頭部スイッチ・取付金具交換	1個	20,000	
手動スイングチンコントロール式交換	1個	35,000	

修理部位	単位	価格(円)	備考
(以下パーツ)			
手動スイングチンアーム交換	1個	19,750	
チン操作ボックス交換	1個	15,250	
手動スイングアーム交換	1個	10,000	
多様入力コントローラ（非常停止スイッチボックス）交換	1個	20,000	購入後に後付けする場合は、28,000円増しとすること。
多様入力コントローラ（4方向スイッチボックス）交換	1個	30,000	
多様入力コントローラ（4方向スイッチボード）交換	1個	30,000	
多様入力コントローラ（8方向スイッチボックス）交換	1個	50,000	
多様入力コントローラ（8方向スイッチボード）交換	1個	50,000	
多様入力コントローラ（小型ジョイスティックボックス）交換	1個	40,000	
多様入力コントローラ（フォースセンサ）交換	1個	88,000	
多様入力コントローラ（足用ボックス）交換	1個	40,000	
簡易1入力式交換	1個	90,000	
延長式スイッチ交換	1個	1,000	
レバーノブ各種形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）交換	1個	3,350	購入後に後付けする場合は、1,650円増しとすること。
レバーノブ各種形状 （Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ）交換	1個	3,860	購入後に後付けする場合は、2,980円増しとすること。
感度調整式ジョイスティック交換	1台	10,000	購入後に後付けする場合は、5,000円増しとすること。
ジョイスティックのバネ圧変更部品交換	1台	7,500	購入後に変更する場合は、500円増しとすること。
前輪パワーステアリング部品交換	1台	51,000	
車載時固定用フック交換	1個	3,000	1ヶ所当たりとすること。
日よけ（雨よけ）部品交換	1個	6,000	
リフレクタ（反射器・夜光材）交換	1個	430	1回あたりとすること。
リフレクタ（反射器・夜光反射材）交換	1個	670	
テーブル交換	1個	10,900	
成長対応型部品交換	1台	56,020	バックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、その他成長対応に必要な構造を有すること。
手動リクライニング装置交換	1台	35,000	
痰吸引器搭載台交換	1台	25,000	

5 視覚障害者のための補装具

(1) 盲人安全つえ

対象となる障害

視覚障害者

障害の状態

視力の低下、視野狭窄がある状態をいいます。

基本要件

視力の低下や視野狭窄により、盲人安全つえがなければ歩行の安全を図れない者が対象です。

用具の解説

視覚障がいがある場合で、路面状態や障害物などを事前に察知することにより安全性を確保する目的として使用します。

杖先から地面の状況や突然の変化を探る情報提供の役割、障害物に先に当たるバンパーの役割、視覚に障がいがあることを周囲に理解させるシンボルとしての役割があります。あまり軽すぎると情報を感じ取りにくいので 200g 程度が適当とされています。

道路交通法に携帯義務が規定されているほか、外装（色）についても、白色または黄色であることが道路交通法施行令で定められています。

① 普通用

直杖、棒状になっており、一般的な長さは 85 ～ 140cm 程度です。シャフトとは、杖の本体であり、現在はグラスファイバー、アルミ、ジェラルミン、カーボンなどが使用されています。石突きとは、指先と同様の機能を果たすもので、丈夫で滑りやすいことが重要で、通常ナイロンが素材として使用されています。摩耗が激しいため、半年くらいで交換されています。

② 携帯用

持ち運びに便利で、旅行時に利用したりします。

折りたたみ式は、数段に折りたたみ可能、本体の中にひもゴムまたはワイヤーを通してあり、バラバラにならないようになっています。

スライド式はアンテナロット式で数段に収納されており、先端部を引き伸ばして固定します。

ねじ式は引き伸ばしてねじるとそこで固定し、長さの調節が可能なものを言います。

③ 身体支持併用

主に身体を支えながら歩行すると共にシンボルケインとして使用される杖。持ち手には T 字型グリップ、先端は滑り止めのゴム足などが付属されています。形態としては長さ調整が可能なものや、折りたたみが出来るものがあります。

基本構造等

名称	基本構造等	付属品	価格（円）	耐用年数
普通用	主体 →グラスファイバー	石突 → 耐摩耗性合成樹脂または高力アルミニウム合金 外装 → 白色または黄色の塗装もしくは加工 形状 → 直式	3,550	2年
	主体→木材		1,650	2年
	主体→軽金属		2,200	5年
携帯用	主体 →グラスファイバー	夜光装置 ベル ゴムクリップ 石突および外装 → 普通用と同じ 形状 → 折りたたみ式もしくはスライド式	4,400	2年
	主体→木材		3,700	2年
	主体→軽金属		3,550	4年
身体支持併用	主体→軽金属	石突 → ゴム又は普通用と同じ。 外装 → 普通用と同じ 形状 → 直式又は折りたたみ式もしくはスライド式	3,800	4年
備考	1 夜光装置（反射テープを貼り付けたもの） ・夜光材付→410 円加算 ・全面夜光材付→1,200 円加算 ・フラッシュライト付→1,650 円加算 2 ベル付（音の出る装置を内蔵するもの） → 1,650 円加算 3 主体木材でポリカーボネート樹脂被覆付 → 1,450 円加算 4 ゴムクリップ付（握り部分をゴムで覆ったもの） → 660 円加算			



身体支持併用白杖

修理価格

修理部位	価格
マグネット付き石突交換	760

(2) 義眼**対象となる障害**

視覚障害者

障害の状況

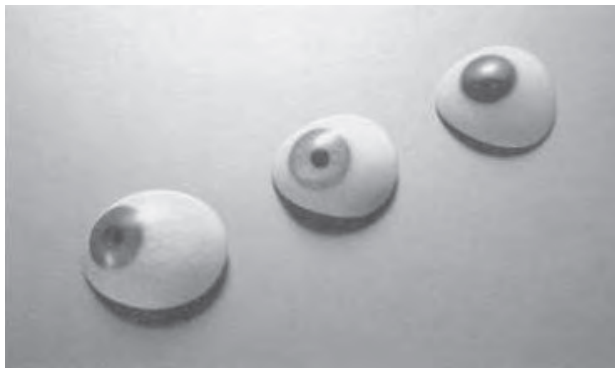
無眼球や眼球萎縮又は角膜に白斑がある状態をいいます。

基本要件

無眼球や眼球萎縮のため義眼を必要とする者で、義眼の装着により容姿の改善が図られる者です。

基本構造等

名称	対象者・要件等	基本構造		価格（円）	耐用年数
普通義眼	眼窩の状態が既製品に適する者。	主材料 →プラスチック またはガラス	既製品	17,000	2年
特殊義眼	眼窩の状態が既製品に適合しない者。		特殊加工を 施したもの。	60,000	
コンタクト義眼	・角膜に白斑もしくは変形があり、視力の向上が期待できない者。 ・眼球萎縮があり、コンタクト義眼が必要な者。	主材料→プラスチック		60,000	

**【留意点】**

義眼は、眼球摘出後や眼球内容除去後の無眼球の場合だけでなく、眼球が残っている場合であっても眼球癆、眼球萎縮、先天性小眼球症、角膜白斑など様々な場合に必要となります。医師の処方を確認の上支給の決定をしてください。

なお、現在、普通義眼はほとんど作られていず、特殊義眼、コンタクト義眼が主流で、意見書で普通義眼の処方があった場合には十分確認の上支給決定をしてください。

(3) 眼鏡

対象となる障害

視覚障害者

障害の状態

視力の低下、視野狭窄がある状態をいいます。

基本要件

視覚障がいがあり、眼鏡の使用により日常生活が改善される者が対象です。

用具の解説

屈折異常や弱視等の視覚障害を補うほか、網膜色素変性症などの障害者の眼球保護に用いられる用具で、視覚障害者の障害の程度、状況により5種類に区分されています。

基本構造等

名称	対象者・要件等	用具の解説	基本構造等		価格（円）	耐用年数
矯正眼鏡	屈折異常もしくは無水晶体眼などで視力低下があり、矯正眼鏡にて視力が改善される者。	近視、遠視、乱視等、網膜で焦点が正しく結ばれない場合にレンズを用いて矯正を行うための眼鏡。焦点距離による度数に応じて、右記の4種類に区分される。	レンズ→プラスチック又はガラス 枠→セルロイド製を原則とする。	6D 未満 6D 以上 10D 未満 10D 以上 20D 未満 20D 以上	17,600 20,200 24,000 24,000	4 年
遮光眼鏡	以下の要件を満たす者。 1) 視覚障害により身体障害者手帳を取得していること。 2) 羞明を来していること。 3) 羞明の軽減に、遮光眼鏡の装用より優先される治療法がないこと。 4) 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定、処方であること。 ※この際、下記事項を参照の上、遮光眼鏡の装用効果を確認すること。 (意思表示できない場合、表情、行動の変化等から総合的に判断すること) ・まぶしさや白んだ感じが軽減する ・文字や物などが見やすくなる。 ・羞明によって生じる流涙等の不快感が軽減する。 ・暗転時に遮光眼鏡をはずすと暗順応が早くなる。	・着色レンズを使用するが、矯正眼鏡と同様の焦点距離による度数に応じた種類に区分されている。 ・特定の光波長をカットすることで、眩しさを感じない。 ・羞明の軽減を目的として、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているものであること。 ・網膜色素変性症の場合、徐々に視力低下が進行していくので、進行緩和の役割も持っている。 ・前掛式は、矯正眼鏡と一体化して使う。	主材料は上と同じ。	前掛式 6D 未満 6D 以上 10D 未満 10D 以上 20D 未満 20D 以上	21,500 30,000 30,000 30,000 30,000	
備考	・価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。 ・乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかわらず、4,200 円増しとすること。					

名称	対象者・要件等	用具の解説	基本構造等		価格（円）	耐用年数
コンタクトレンズ	強度の屈折異常や角膜白斑などで視力低下があり、コンタクトレンズにて良好な視力が得られる者。	小型レンズを角膜の表面に装着して使用するもの。	主材料→プラスチック		15,400	4年
備考	価格はレンズ1枚のものであること。					
弱視眼鏡	矯正眼鏡やコンタクトレンズで良好な視力を得られないが、弱視眼鏡により対象物を拡大して見ることで日常生活及び社会活動上その効果が見込まれる者。	掛けめがね式 ・ルーベを眼鏡に組込んだもの。 ・主に近用として使用され、遠用の適応は少ない。			36,700	4年
		焦点調整式 ・手に持って使用するタイプ。 ・望遠鏡型で主に遠用に使用。			17,900	
備考	・掛けめがね式 → 高倍率（3倍率以上）の主鏡を必要とする場合は 21,800 円増しとする。 ・掛けめがね式高倍率（3倍率以上）の対象者 → 職業上、教育上真に必要な者。 【例】①現に就労中の者（求職中の者を含む） ②地域社会活動（町内会の役員含む）参加者 ③就学中の者や各種教養講座の受講者					

【備考】

2個支給は、医学的及び日常生活上真に必要な場合認められる。

例)

- ①遠用と近用の矯正眼鏡 ②屋内用・屋外用の遮光眼鏡
- ③円錐角膜や高度の白内障術後無水晶体眼など、障害の状況上、矯正眼鏡とコンタクトレンズを同時に使用しないと矯正が困難な場合
- ④矯正眼鏡で矯正視力が得られる弱視者で、弱視眼鏡と矯正眼鏡を使い分けする必要がある者



遮光眼鏡（前掛式）



遮光眼鏡



弱眼鏡（掛けめがね式）



弱視眼鏡（焦点調整式）

修理価格

修理部位	価格	修理部位	価格（円）	修理部位	価格（円）
枠交換	8,000	矯正用レンズ（6 D以上 10 D未満）交換	6,450	遮光矯正用 レンズ交換	11,100
矯正用レンズ （6 D未満）交換	5,100	矯正用レンズ（10 D以上）交換	8,400		
備考	枠はセルロイド製を原則とすること。 矯正用レンズ、遮光矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかわらず、4,200 円増しとすること。				

※枠はセルロイド製を原則とすること。

※価格は、一枚当たりの価格。

※矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかわらず、4,200 円増しとすること。

【留意点】

■視野欠損のみの障害者に対する矯正眼鏡の支給決定

身体障害者手帳上、視野欠損のみの認定者に対して、矯正眼鏡は支給決定出来ません。

視野欠損と視力障害は基本的には別の障害であるので、矯正眼鏡を支給決定するには、手帳上、視力障害が認定されている必要があります。

6 聴覚障害者のための補装具

(1) 補聴器

対象となる障害

聴覚障害者

障害の状態

会話や音の聴取が困難な状態をいいます。

基本要件

聴覚に障害があり、補聴器の装用により聴能の改善が見込まれる者が対象です。

用具の解説

難聴を補うために音を増幅する携帯型の器具。補装具の購入基準上では8区分に分類されます。

基本構造等

名称	対象者・要件等	基本構造	用具の説明	付属品	価格(円)	耐用年数
高度難聴用 ポケット型	- 両耳とも聴力レベルが概ね 90dB 未満の者。 - ポケット型と耳かけ型は必要に応じて選択可能。	- JIS C 5512-2000 による 90 d B 最大出力音圧のピーク値の表示値が 140 d B 未満のもの。 90 d B 最大出力音圧のピーク値が 125 d B 以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。	マイクロホンが組み込まれたポケット型の本体をポケット等に入れて、コード付きのイヤホンで聴くタイプ。本体を相手に近づけて聴くことも可能。箱形とも呼ばれる。	電池 イヤモールド	34,200	5 年
高度難聴用 耳かけ型			耳介の後ろに掛けて使用する小型のもので、装用が目立たないタイプである。		43,900	
重度難聴用 ポケット型	- 両耳とも聴力レベルが概ね 90dB 以上の者。 - ポケット型と耳かけ型は必要に応じて選択可能。 - 耳かけ型 F M 型 → 一斉授業のように遠いところからの会話を聴取する必要のある者。	90 d B 最大出力音圧のピーク値の表示値が 140 d B 以上のもの。 - その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。	WHO による難聴の程度分類が重度難聴である者に対するポケット型補聴器。	電池 イヤモールド	55,800	
重度難聴用 耳かけ型			重度難聴用の耳かけ型タイプ。F M 型：離れた相手のマイクロホンからの電波を受信して声を聴くことができるタイプ。		67,300	

名称		対象者・要件等	基本構造	用具の説明	付属品	価格（円）	耐用年数
耳あな型 （レディメイド）		・ ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者。 -1 耳介の欠損や変形、皮膚炎症等が著しく耳かけ型の使用が困難な者 -2 主に職業上の理由により耳かけ型が使用できない者 ・ オーダーメイド → 障がい の 状 況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な者。	・ 高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。 ・ 但し、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	マイクロホンごと耳介の中に入れてしまう小型の補聴器で、既製品をいう。	電池イヤモールド	87,000	5 年
耳あな型 （オーダーメイド）				上記と同タイプであるが、耳に入る部分を使用者に合わせて作成するモジュラータイプと耳型と聴力をもとに注文製作するオーダーメイドがある。	電池	137,000	
骨導式 ポケット型		・ 伝音性難聴者で、耳漏が著しい者又は外耳閉鎖症等を有する者で、かつ、耳栓又はイヤモールドの使用が困難な者。 ・ 眼鏡型 →①教育上、職業上、社会活動上必要な者 ②眼鏡使用の者	IEC Pub118-9（1985） による 9 0 d B 最大フォーカスレベルの表示値が 110 d B 以上のもの。	マイクロホンからの電気信号を振動に変えて、頭蓋骨を振動させて音を伝えるタイプ。	電池 骨 導 レ シ ー バ ー ヘッドバンド	70,100	
骨導式眼鏡型				上記の本体を眼鏡のフレームの中に組み込んだもの。	電池 平面レンズ	120,000	
付属品	イヤ モ ー ル ド	・ 外耳道の変形などにより耳栓の使用が難しい者。 ・ 頭部の不随意運動等により、耳栓では脱落の恐れがある者。 ・ 既製の耳栓では音漏れなどにより共鳴音がでる場合。				9,000	
備考		・ 価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含む。 ・ 身体障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算する。 ・ ダンパー入りフックとした場合、240 円加算とする。 ・ 平面レンズを必要とする場合は、修理基準表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ・ 重度難聴用耳かけ型で F M 型受信機、オーディオシュー、F M 型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算する。					

【留意点】

- ①両耳による最高語音明瞭度が50%以下の者で、補聴器にて語音明瞭度の改善が図られる場合は、高度難聴用等の補聴器の対象となる。
- ②職業上、教育上必要とする場合で、更生相談所が必要と判定した場合には、両耳装用が認められる。(2個支給)

高度難聴耳かけ型



SP 高度用

HB-18 グレー
高度

ME5-9G ウォーム



F201 (高度)



F101P (高度)



耳かけ型補聴器

重度難聴耳かけ型

HB-19_HB-19A
シルバー (重度)

UP 重度用



F301 (重度)



F101SP (重度)

耳あな型



ME3-X EX



HI-86

HI-89
(オーダーメイド)

イヤモールド



シェル



カナル



ポケット

ポケット型



ポケット型補聴器



HA-74W (重度)



HA-76 (高度)



(高度、重度同じ画像です)

DHP 重度
DMP 高度

修理価格

修理部位	価格(円)	修理部位	価格(円)	修理部位	価格(円)
イヤモールド交換	9,000	眼鏡型マイクロホン交換	13,900	耳かけ型アンプ組立交換	20,200
ポケット型ケース組立交換	5,400	重度難聴用ポケット型 マイクロホン交換	8,300	耳あな型アンプ組立交換 (レディメイド)	31,700
耳かけ型ケース組立交換	2,500	I C 回路交換	4,550	耳あな型アンプ組立交換 (オーダーメイド)	42,200
眼鏡型ケース組立交換	9,400	イヤホン交換	3,170	重度難聴用耳かけ型 アンプ組立交換	36,700
耳あな型シェル交換 (レディメイド)	6,300	重度難聴用イヤホン交換	4,700	眼鏡型アンプ組立交換	23,100
耳あな型シェル交換 (オーダーメイド)	26,400	骨導式ポケット型 レシーバー交換	10,500	眼鏡型アンプ組立交換 (送信用)	35,200
ポケット型クリップ交換	1,200	耳かけ型レシーバー交換	8,900	眼鏡型アンプ組立交換 (受信用)	54,700
ポケット型スイッチ交換	3,500	重度難聴用耳かけ型 レシーバー交換	15,000	眼鏡型ブランク (空つる) 交換	4,350
耳かけ型スイッチ交換	3,000	耳あな型レシーバー交換 (レディメイド)	14,200	眼鏡型テンブル (補助つる) 交換	3,100
耳あな型スイッチ交換	3,150	耳あな型レシーバー交換 (オーダーメイド)	20,000	眼鏡型フロント (前枠) 交換	9,500
眼鏡型スイッチ交換	3,450	眼鏡型骨導子交換	16,400	眼鏡型平面レンズ交換	3,600
重度難聴用 ポケット型スイッチ交換	3,150	コード交換	680	骨導式ポケット型 ヘッドバンド交換	3,150
ポケット型テレホンコイル交換	1,350	重度難聴用コード交換	1,200	F M 型受信機交換	80,000
耳かけ型テレホンコイル交換	2,550	トランジスタ又は ダイオード交換	2,050	F M 型操作用基板交換	6,000
眼鏡型テレホンコイル交換	3,300	抵抗交換	2,050	F N 型ワイヤレスマイク交換 (充電電池を含む)	98,000
重度難聴用 ポケット型テレホンコイル交換	1,350	耳あな型抵抗交換 (レディメイド)	2,100	F M 型トリマー基板交換	6,000
耳あな型テレホンコイル交換 (レディメイド)	8,400	耳あな型抵抗交換 (オーダーメイド)	8,900	F M 型アンプ組立交換 (受信用)	48,000
耳あな型テレホンコイル交換 (オーダーメイド)	12,700	コンデンサ交換	2,050	F M 型受信回路組立交換	46,000
コンセント交換	830	耳あな型コンデンサ交換 (レディメイド)	2,100	F M 型アンテナ交換	5,000
ポケット型極板交換	1,350	耳あな型コンデンサ交換 (オーダーメイド)	8,900	F M 型水晶振動子交換	6,000
耳かけ型極板交換	980	トランス交換	1,900	F M 型用ワイヤレスマイク 発振回路組立交換	27,000
耳あな型極板交換	1,050	耳かけ型 電池ホルダー交換	1,000	F M 型用ワイヤレスマイク I D 基板組立交換	14,000
眼鏡型極板交換	1,400	耳あな型電池ホルダー 交換 (レディメイド)	1,050	F M 型受信機ケース (端子) 交換	5,000
ポケット型ボリューム交換	3,050	耳あな型電池ホルダー 交換 (オーダーメイド)	1,550	F M 型受信機 スイッチ交換	4,000
耳かけ型ボリューム交換	4,300	耳かけ型トリマー交換	1,900	F M 型用ワイヤレスマイク アンテナ交換	10,000

修理部位	価格(円)	修理部位	価格(円)	修理部位	価格(円)
耳あな型ボリューム交換 (レディメイド)	8,400	耳あな型トリマー交換 (レディメイド)	6,300	F M型用ワイヤレスマイク 基板交換	64,000
耳あな型ボリューム交換 (オーダーメイド)	11,600	耳あな型トリマー交換 (オーダーメイド)	9,500	F M型用ワイヤレスマイク ケース交換	8,000
眼鏡型ボリューム交換	3,900	耳かけ型フック交換	410	F M型用ワイヤレスマイク 充電電池交換	5,000
ポケット型マイクロホン交換	5,400	ダンパー入り耳かけ型 フック交換	640	F M型用ワイヤレスマイク 充電用ACアダプタ交換	3,500
耳かけ型マイクロホン交換	8,920	耳かけ型耳栓組立交換	400	F M型用ワイヤレスマイク 外部入力コード交換	2,000
耳あな型マイクロホン交換 (レディメイド)	13,500	耳かけ型サスペンション交 換	640	オーディオシュー交換	5,000
耳あな型マイクロホン交換 (オーダーメイド)	15,950	耳あな型サスペンション交 換	890		

用語の解説

デシベル (dB)

音の大きさ、増幅度（音響利得）、難聴の程度を表すのに用いられる尺度で難聴の程度を聴力レベル（正常値の何倍の大きさにすれば正常耳と同じ大きさに聞こえるか）何デシベルと表現します。また補聴器では音圧レベルとして用い、増幅量や出力レベルに用います。

イヤモールド

樹脂を用いて、耳の形状に合わせて作られるオーダーメイドの耳栓。補聴器の耳穴への適合性を高め、ハウリング（音漏れ）を防ぎます

WHOによる難聴の程度分類

S l i g h t	2 6 ～ 4 0 d B （軽度）
M o d e r a t e	4 1 ～ 6 0 d B （中等度）
S e v e r e	6 1 ～ 8 0 d B （高度難聴）
P r o f o u n d	8 1 d B 以上 （重度難聴）

【留意点】

差額自己負担について

- 1 障害者本人が希望する補聴器の名称と更生相談所の判定が異なる場合であっても、基本構造が同一範囲内の補聴器であれば、差額自己負担を条件として支給の対象とすることは差し支えありません。なお、基本構造が同一範囲内の補聴器であれば、必要に応じてポケット型と耳かけ型の選択は差額自己負担なしで可能です。

基本構造が同一範囲内の補聴器とは、次のものをいいます。

高度難聴用ポケット型又は耳かけ型・耳あな型（レディメイド）・耳あな型（オーダーメイド）

重度難聴用のポケット型と耳かけ型

骨導式ポケット型・骨導式眼鏡型

- 2 差額自己負担による支給決定例

- ①更生相談所の判定が高度難聴用ポケット型か高度難聴用耳かけ型の場合

障害者本人が希望すれば、耳あな型（レディメイド）及び耳あな型（オーダーメイド）のいずれも支給決定が可能。

- ②更生相談所の判定が耳あな型（レディメイド）の場合

障害者本人が希望すれば、耳あな型（オーダーメイド）の支給決定が可能となる。

- 3 修理する場合の取扱い

差額自己負担することにより支給決定された補聴器の修理について、基準額で対応できない事態が生じた場合の修理についても、差額自己負担で対応すること。

例 1）高度難聴用ポケット型の判定で耳あな型（レディメイド）の支給決定を受けた場合の修理

- ①マイクロホン交換の場合

ポケット型 5,400 円 耳あな型（レディメイド） 13,500 円

ポケット型の価格が修理価格となるので、8,100 円の差額自己負担が生じる。

- ②スイッチ交換の場合

ポケット型 3,500 円 耳あな型（レディメイド） 3,150 円

ポケット型の価格が耳あな型の価格を上回るため、耳あな型の価格 3,150 円が修理価格となるので、差額自己負担は生じない。

③レシーバー交換の場合

耳あな型レシーバー交換（レディメイド） 14,200 円

ポケット型にはない部品なので、全額（14,200 円）が差額自己負担となる。

例2）自費購入した補聴器を修理する場合

- ①補聴器の要否処方判定を受けたことがない者については、更生相談所に判定依頼した上で必要とする補聴器を決定し、当該補聴器と自費購入した補聴器の修理価格の比較を前ページ例）1により行い、修理価格及び差額自己負担の額を決定すること。
 - ②補聴器の要否処方判定を受けたことがある者については、更生相談所が判定した補聴器の修理価格が基本となるので、前ページ例1）にならい修理価格及び差額自己負担の額を決定すること。
- 4 障害者本人が強く希望する補聴器であっても、障害の状況によっては十分な補聴効果が得られない場合や、補聴器の操作を適切に行うことができない場合等も想定されるので、差額自己負担による支給決定を行う場合は、障がい者の生活状況や障害の程度を明確にするとともに、処方医師や補聴器業者との協議・検討を十分に行うこと。

7 重度障害者用意思伝達装置

(1) 重度障害者用意思伝達装置

対象となる障害

両上下肢機能障害及び音声・言語機能障害者

難病患者等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者

基本要件

重度の両上下肢及び音声・言語機能の障害により意思の表出を行うことができない者です。

ただし、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の進行性疾患においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たすことが確実と診断された場合には、早期支給を行うように配慮する必要があります。

なお、ここで「急速な進行」とされているように、極端な早期支給にならないように留意することが必要で、あくまでも間もなく「重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者」又はそれに近い状態になると、専門医（神経内科医等）が診断した場合に対象となる障害状況と考えられます。一つの目安としては、毎年更新が必要な特定疾患医療受給者証の更新時に専門医を受診したときに、次回更新（1年後）までには、必要な状態になると判断されることすることが妥当だといえます。

適応者

ALS等の神経・筋疾患（難病）をはじめ、脳血管障害や脳性麻痺等により両上下肢機能全廃及び音声・言語機能を喪失した者又はこれに準ずる者（急速な進行により、間もなく喪失状態同等になると診断された進行性神経・筋疾患（難病）患者等を含む）、であって、重度障害者用意思伝達装置を用いなければコミュニケーションを図ることができず、かつ当該機器を使用する意欲と能力を有する者が適応します。

なお、一般社団法人日本リハビリテーション工学協会（編）の「重度障害者用意思伝達装置」導入ガイドライン（<http://www.resja.or.jp/com-gl/>）に詳細な要件が解説されていますので、それを参考にとするとよいでしょう。

基本構造等

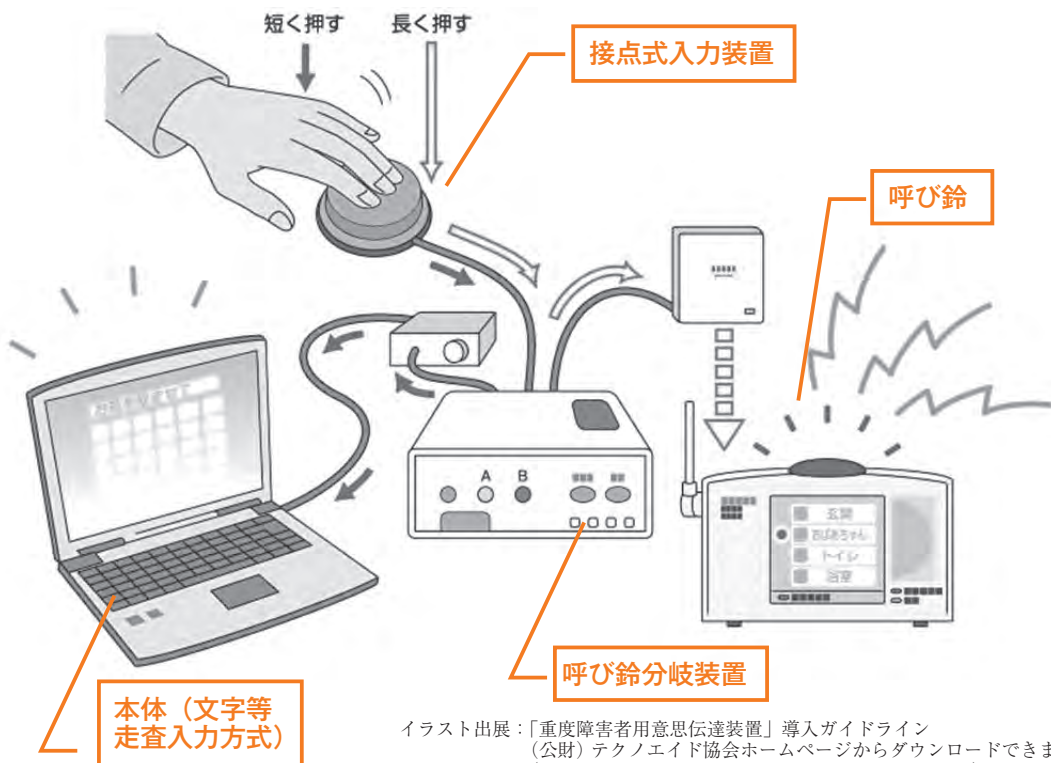
<購入基準>

種目	名称	基本構造	付属品	価格（円）	耐用年数	備 考
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの。	プリンタ 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	143,000	5	ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタとして構成されたもの。その他、障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。
		簡易な環境制御機能が付加されたもの。	上と同じ。	191,000		簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアおよびハードウェアを組み込んでいるものであること。
		高度な環境制御機能が付加されたもの。	遠隔制御装置 その他は上と同じ。	450,000		高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
		通信機能が付加されたもの。	上と同じ。	450,000		通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
	生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置。	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	450,000		生体現象方式とは、生体現象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。

<修理基準>

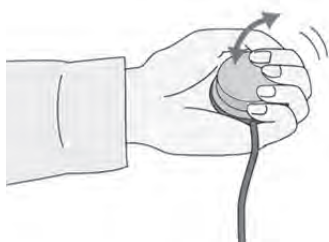
種目	形式	修理部位	価格（円）	備考
重度障害者用 意思伝達装置		本体修理	50,000	
		固定台（アーム式またはテーブル置き式）交換	30,000	
		固定台（自立スタンド式）交換	50,820	
		入力装置固定具交換	30,000	
		呼び鈴交換	20,000	
		呼び鈴分岐装置交換	33,600	
		接点式入力装置（スイッチ）交換	10,000	
		帯電式入力装置（スイッチ）交換	40,000	触れる操作で信号入力が可能 なタッチセンサーコントロール ローラーであること。別途 必要なタッチ式入力装置は 10,000 円、ピンタッチ式 先端部は 6,300 円増しとす ること。
		筋電式入力装置（スイッチ）交換	80,000	
		光電式入力装置（スイッチ）交換	50,000	
		呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換	35,000	
		圧電素子式入力装置（スイッチ）交換	38,000	感度調整可能なセンサーを 使用するものに限る。
		空気圧式入力装置（スイッチ）交換	38,000	
		遠隔制御装置交換	21,000	

装置の構成例



イラスト出展：「重度障害者用意思伝達装置」導入ガイドライン
（公財）テクノエイド協会ホームページからダウンロードできます。
（http://www.techno-aids.or.jp/research_reporet.html）

入力装置（スイッチ）の例



接点式入力装置



帯電式入力装置



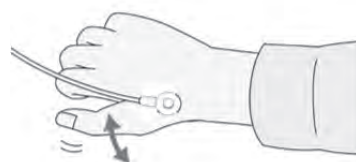
筋電式入力装置



光電式入力装置



呼吸式（吸気式）入力装置



圧電素子式入力装置



空気圧式入力装置

<http://www.resja.or.jp/com-gl/>

8 その他の肢体不自由者用補装具

(1) 歩行器

対象となる障害

下肢機能障害者
体幹機能障害者
平衡機能障害者

障害の状態

歩行障害があり、支持が必要な状態をいいます。

基本要件

杖などでは歩行能力の改善が見込まれない者で、歩行器の支持で自力移動ができる者が対象です。

用具の説明

- ①杖だけでは、重心が不安定となり立位や歩行が困難な者の歩行補助のために用いられる用具。
- ②主体の材質としては、金属製パイプの組合せにより構成されているものであり、車輪付の二輪型、三輪型、四輪型及び六輪型と車輪を有しない固定型及び交互型に分類される。
- ③車輪付のものは、段差がある環境では使用困難である。

基本構造等

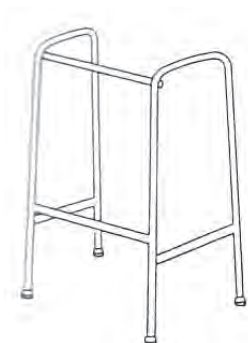
名 称		対象者・要件等	適 応 例	基 本 構 造	価格(円)	耐用年数
六 輪 型		四肢、体幹の筋力低下などにより立位保持が困難な者で、他の歩行器では安定走行に支障があるもの又は、室内の環境等により狭い場所での旋回が必要となるもの。		前二輪、中二輪、後二輪の六輪車で、前輪は自在輪	63,100	5年
四輪型	腰掛つき	四肢、体幹の筋力低下などにより立位保持が困難な者で、肘掛けと腰掛けが必要なもの。	把持能力の不十分な者が適応となる。立位耐久性が著しく低い者には腰掛けつきが適応となる。	前二輪、後二輪の四輪車で、前輪は自在車輪	39,600	
	腰掛なし	四肢、体幹の筋力低下などにより立位保持が困難な者で、肘掛けを必要とするもの。			39,600	
三輪型		下肢、体幹の筋力低下などがあるが、上肢機能は比較的保たれておりハンドルを握ることでバランスが保たれ、速度調整などを安全にできる者。	把持能力の比較的良好な者が適応となる。	前一輪、後二輪の三輪車で、前輪は自在車輪	34,000	

名 称	対象者・要件等	適 応 例	基 本 構 造	価 格 (円)	耐 用 年 数
二輪型	四点の支持で安定が得られる者で、上肢の筋力低下等があり、軽い抵抗で操作できる者。		前二輪、後固定式の脚を有するもの	27,000	
固定型	下肢への荷重は難しいが上肢機能が比較的良く、四点支持により直立姿勢を保てる者。		四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの	22,000	
交互型	・体幹の障がいがある者で、体幹の回旋運動に乏しく歩行バターンの獲得を必要とする者。 ・下肢への荷重は難しいが上肢機能が比較的良く、四点支持にて直立姿勢を保てる者。	歩行器を持ち上げて歩行できるだけの上肢機能とバランス能力のある者が適応となる。	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの	30,000	
備考	四輪型（腰掛なし）→ サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは 61,000 円加算。後方支持型のものは 21,000 円加算。 高齢者の歩行補助具として「シルバーカー」が普及しているが、機能障がいにより歩行に補助が必要な場合には、歩行器（歩行車を含む）を用いる方が安全と思われるので、危険性が認められる場合には厚生相談所に助言を求めること。安易にシルバーカーを支給するのは適当ではない。				

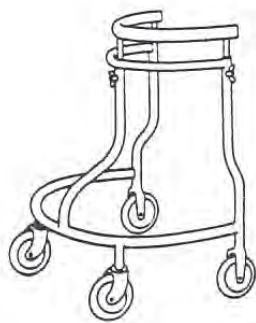
【備考】

四輪型（腰掛なし）→ サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは 61,000 円加算。後方支持型のものは 21,000 円加算。

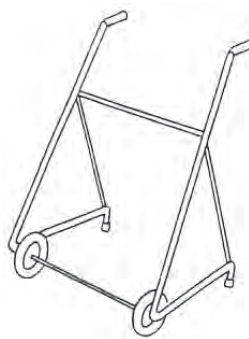
高齢者の歩行補助具として「シルバーカー」が普及しているが、機能障がいにより歩行に補助が必要な場合には、歩行器（歩行車を含む）を用いる方が安全と思われるので、危険性が認められる場合には厚生相談所に助言を求めること。安易にシルバーカーを支給するのは適当ではない。



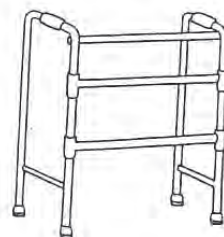
固定型



四輪型



二輪型



交互型

修理価格

修理部位	価 格	修理部位	価 格 (円)	備 考
キャスター（大）交換	7,400	肘当交換	7,200	塗装（1回当たり、総塗り替えの場合）
キャスター（小）交換	3,700	ブレーキ交換	14,200	
腰掛交換	4,850	グリップ交換	1,850	

(2) 歩行補助杖

対象となる障害

下肢機能障害者
体幹機能障害者
平衡機能障害者

障害の状態

歩行障害があり、支持が必要な状態をいいます。

基本要件

上記障害があり、杖を使うことにより歩行能力の改善が見込まれる者に適応されます。

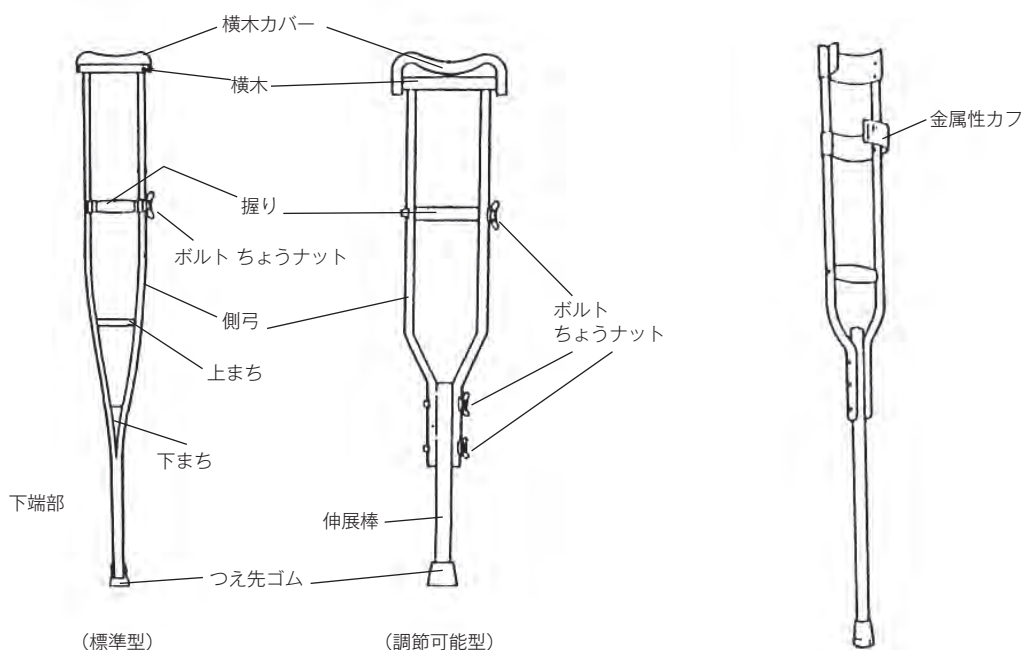
対象者

比較的障害の程度が軽度であり、歩行補助つえの使用により歩行機能が補完される者が対象です。

基本構造等

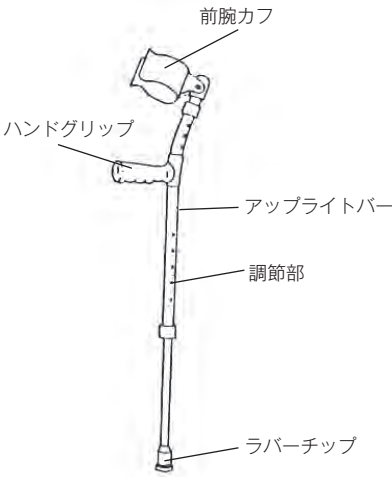
名称	対象者・要件等	適応例等	基本構造		付属品	価格（円）	耐用年数
松葉つえ	歩行能力の改善のために腋窩支持を必要とする者。	歩行が障がいされ、腋窩支持を必要とする者。	脇当がつき、松葉形をしている杖で、通常2本1組で使用する。	主体 → 木材（十分な強度を有するもの） 脇当 → スポンジ又はウレタン製の枕、皮革、人工皮革又は布製のカバー 外装 → ニス塗装	夜光材	A 3,300 B 3,300	2年
				主体 → 軽金属 脇当 → 合成軟質樹脂 握り部分 → 合成軟質樹脂 外装 → 塗装なし		A 4,000 B 4,500	4年
カナディアンクラッチ	歩行能力の改善のために支持を必要とするが、肘関節の伸展筋力の低下のため、ロフトランドクラッチや松葉つえの使用が困難な者。	歩行が障がいされ、肘伸展筋力も低下した者。	主体 → アルミニウム、鋼管 上段4段間隔以上、下部9段間隔以上の調節装置を付けるものとする。 腕支持器 → アルミニウム鋳物及びステンレス鋼板 握り部分 → アルミニウム鋳物及びゴム 外装 → 塗装なし （上腕三頭筋の筋力低下の場合に用いられ、肘つえとも呼ばれる）		夜光材	8,000	4年

名称	対象者・要件等	適応例等	基本構造	付属品	価格（円）	耐用年数
ロフストランドクラッチ	歩行能力の改善のために軽い支持を必要とする者。	軽度のバランス能力低下が認められ、握力が低下している者。	カナディアンクラッチに準ずる。 （前腕支えと握り（ハンドグリップ）で、腕に固定するようにして使用するタイプ）	夜光材	8,000	4年
多点杖	中枢神経麻痺等で歩行が高度に障がいされ、他の歩行補助つえでは歩行能力が改善されない者。	歩行が高度に障害された者。	杖の下部に三本以上の脚を有するもの。 主体 → 軽金属 外装 → 塗装なし （地面との接点が3点～4点あり、安定性が良い軽量の杖）	夜光材	6,600	4年
プラットホーム杖	リウマチ等で握力が極端に弱く、手首に負担をかけられないために前腕や肘での支持を必要とする者。	歩行が障がいされ、握力が極端に弱く、手首に負担をかけられない者。	カナディアンクラッチに準ずる。 （前腕と肘で支持し、腕に固定するようにして使用するタイプ）	夜光材	24,000	4年
備考	1 夜光材付 → 410 円加算（全面夜光材付とした場合 1,200 円加算） 2 価格は1本あたりのものであること。 3 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合 → 260 円加算					



松葉づえ

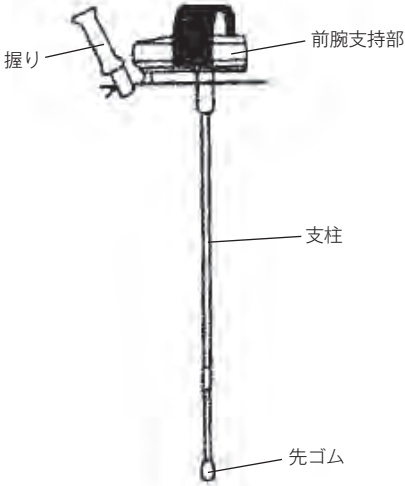
カナディアンクラッチ



ロフストランドクラッチ



多点杖



プラットホーム杖

修理価格

修理部位	価格（円）	修理部位	価格（円）
脇当交換	1,450	凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換	1,000

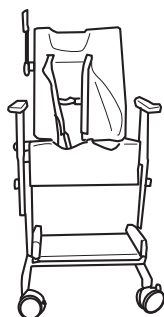
【留意点】

車椅子及び電動車椅子（付属品を含む）、歩行器、歩行補助つえ（一本つえを除く）については、障害者自立支援法の補装具費支給制度より介護保険の貸与の方が優先されます。

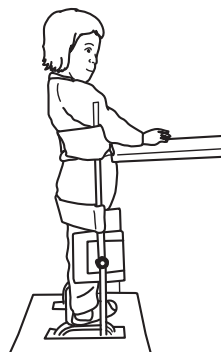
ただし、医師や更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障がい者については、これらの品目についても、障害者総合支援法に基づく補装具として補装具費の支給ができます。

9 障害児に係わる補装具

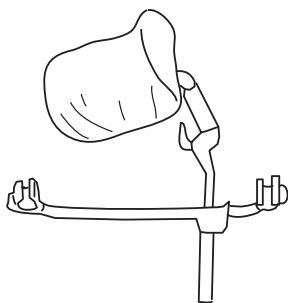
種目	基本構造	価格（円）	耐用年数	備考
座位保持椅子	機能障害の状況に適合させること。 主材料：木材、アルミニウム管 スポンジ又はウレタン 人工皮革又は布製のカバー 外装：ニス塗装	24,300	3	障害児に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は 5,600 円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は 5,000 円増しとすること。 車載用のものは 40,700 円増しと すること。
起立保持具	機能障害の状況に適合させること。 箱形とすること。 主材料：木材 外装：ニス塗装	27,400	3	障害児に限る。
頭部保持具	座位保持椅子等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの。	7,100	3	障害児に限る。
排便補助具	普通便所で排便が困難な場合に用い、 座位排便が容易となるよう機能障害の 状況に適合させること。 主材料：木材 外装：ペンキ塗装	10,000	2	障害児に限る。



座位保持椅子



起立保持具



頭部保持具



排便補助具

資料編

参考 1	障害者総合支援法	240
参考 2	障害者総合支援法施行令	240
参考 3	障害者総合支援法施行規則	241
参考 4	義肢等補装具支給要綱の改正等について	243
参考 5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について	247
参考 6	補装具費支給事務取扱指針について	252
参考 7	「義肢、装具及び座位保持装置等に係わる事務取扱要領」の 制定について	285
参考 8	非課税物品に関する告示	345
参考 9	身体障害者用物品の非課税扱い	359
参考 10	補装具費支給に係わる Q & A (平成22年10月29日、平成26年3月31日付)	381
参考 11	難病患者等における地域生活支援事業等の取り扱いに関する Q & A	391
参考 12	介護保険法における福祉用具貸与及び販売の種目	398
参考 13	連絡先一覧	406

参考 1

障害者総合支援法

(第5節第76条)

第五節 補装具費の支給

第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

2 補装具費の額は、一月につき、同一の月に購入又は修理をした補装具について、補装具の購入又は修理に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額。以下この項において「基準額」という。）を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。

3 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

4 第十九条第二項から第五項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

参考 2

障害者総合支援法施行令

(第2条第4節 補装具費の支給 第43条の2及び3)

第四節 補装具費の支給

(補装具費の支給に係る政令で定める者等)

第四十三条の二 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める者は、同項の申請に係る障害者等の属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。次項において同じ。）とする。

2 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める基準は、同項の申請に係る障害者等及びその

属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、補装具の購入又は修理のあった月の属する年度（補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額が四十六万円であることとする。

（補装具費に係る負担上限月額）

第四十三条の三 法第七十六条第二項に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等（同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条及び第四十三条の五第一項第二号において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 市町村民税世帯非課税者（補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者（補装具費支給対象障害者等（法第七十六条第一項の申請に係る障害者に限る。）にあっては、その配偶者に限る。）が補装具の購入又は修理のあった月の属する年度（補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。）又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあった月において被保護者若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等

参考 3

障害者総合支援法施行規則

（第2条第3節 補装具費の支給 第65条の3～9）

第六十五条の三 令第四十三条の二第二項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。

第四節 補装具費の支給

（令第四十三条の三第二号に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十五条の四 令第四十三条の三第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号に定める額を負担上限月額（同条に規定する政令で定める額をいう。以下この節において同じ。）としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同条第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第六十五条の五 削除

第六十五条の六 削除

(補装具費の支給の申請)

第六十五条の七 法第七十六条第一項の規定に基づき補装具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、補装具の購入又は修理を行おうとするときには、市町村に対し、あらかじめ、第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書及び第六号から第八号までに掲げる添付書類を提出し、補装具の購入又は修理が完了した後に第九号及び第十号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を、身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるときは、第六号に掲げる添付書類を、それぞれ省略させることができる。

- 一 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
 - 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄
 - 三 当該申請に係る補装具の種目、名称、製造事業者名及び販売事業者名又は修理事業者名
 - 四 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳を所持している当該申請に係る障害者等にあつては、その番号
 - 五 当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち令第四十三条の二第一項に規定する者の所得が同条第二項の基準未満であることその他所得の状況に関する事項
 - 六 医師の意見書又は診断書
 - 七 第五号の事項を証する書類その他負担上限月額算定のために必要な事項に関する書類
 - 八 当該申請に係る補装具の購入又は修理に要する費用の見積り
 - 九 当該申請に係る補装具の購入又は修理に要した費用に係る領収証
 - 十 当該申請に係る補装具の購入又は修理の完了後の当該申請に係る障害者等の身体への適合の状態を確認できる書類等
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、補装具の購入又は修理が完了した後に、同項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書並びに同項第六号及び第七号に掲げる添付書類を提出することができる。

(身体障害者更生相談所等の意見聴取等)

第六十五条の八 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、身体障害者福祉法第九条第七項に規定する身体障害者更生相談所及び次条に定める機関（次項において「身体障害者更生相談所等」という。）の意見を聴くことができる。

- 2 身体障害者更生相談所等は、補装具費の支給に係る補装具に関し、当該支給に係る障害者等の身体に適合したものとなるよう、当該補装具の販売事業者又は修理事業者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(法第七十六条第三項に規定する厚生労働省令で定める機関)

第六十五条の九 法第七十六条第三項に規定する厚生労働省令で定める機関は、指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）及び保健所とする。

参考 4

義肢等補装具支給要綱の改正等について

基発第 0331005 号

平成 20 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

（ 公 印 省 略 ）

義肢等補装具支給要綱の改正等について

社会復帰促進等事業としての義肢等補装具の支給については、「義肢等補装具支給要綱の制定について」（平成 18 年 6 月 1 日付け基発第 0601001 号）により実施してきたところであるが、今般、「義肢等補装具支給要綱」を別添のとおり改正し、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので、下記第 1 に留意し、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、「労働福祉事業実施要綱の一部改正及び筋電電動義手の支給について」（昭和 54 年 8 月 1 日付け基発第 433 号－1）を廃止する。

また、「労働福祉事業実施要綱の全面改正について」（昭和 56 年 2 月 6 日付け基発第 69 号）の別添「外科後処置実施要綱」の 3 の範囲について下記第 2 のとおり一部改正する。

記

第 1 義肢等補装具支給要綱の改正について

1 改正の趣旨

平成 19 年 12 月に「義肢等補装具専門家会議報告書」が取りまとめられたことから、当該報告書等を踏まえ、義肢等補装具の支給種目、支給対象者等の見直しを行い、併せて義肢等補装具の支給価格及び修理価格を改めるものである。

2 支給種目の基本的な考え方

義肢等補装具は、業務災害又は通勤災害によって被災し、一定の後遺障害を残した被災労働者の社会復帰の促進を図るために必要なものであって、原則として次の要件をすべて満たすものを支給種目とする。

(1) 労災保険における障害等級に定められた障害の程度に応じて装着又は使用するものであり、その効果が医学的に広く認められているものであって、次のいずれかの機能を有すると認められるものであること

ア 労災保険における障害等級に該当する身体の欠損又は損なわれた身体機能を代替するものであること

イ 後遺障害に起因する併発疾病の防止に資するものであること

(2) 被災労働者が就労するために、又は社会生活を送るために、身体に装着又は使用することが必要不可欠なものと認められるものであること

(3) 適正な装着、使用又は補修に必要な医療機関、義肢等補装具製作者等が全国（おおむね各都道府県）に存在し、かつ、社会復帰促進等事業として支給することが適当である価額の範囲内であると認められるものであること

なお、上記要件のうち、(3)の要件を除く二つの要件を満たし、特に被災労働者の職業生活又は社会生活の復帰に資することが明らかに認められるものについては、必要に応じ、特別種目として支給するものとする。

3 見直しの要点

(1) 支給種目の追加

上記2の支給種目の基本的考え方を踏まえ、次のア及びイの支給種目を追加する。

ア 重度障害者用意思伝達装置

意思の伝達が困難な被災労働者が日常生活を自立し社会生活を送るためには、自己の意思を介護者等に効果的に伝達することができる重度障害者用意思伝達装置が必要であることから、支給種目に追加する。

イ 筋電動義手

筋電動義手については、両上肢を手関節以上で失った者に対する装着効果が明らかであるが、装着を行う医療機関及び機器のメンテナンスを行う義肢製作者が全国各地には存在しておらず、正式な支給種目とすることは適当ではないため、特別種目とすることとする。

(2) 支給種目の名称変更

「褥瘡予防用敷ふとん」を「床ずれ防止用敷ふとん」に名称を変更する。

(3) 支給対象者の拡大

次の支給種目について、支給対象者を拡大する。

ア 車いす

両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、療養（補償）給付を受けている者であって、当該傷病の療養のために通院している者で、傷病が症状固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかである場合、通

院及び社会生活を送るために車いすが必要であることから、症状固定の見込み期間を限定せずに支給することとする。

イ 電動車いす

両下肢及び両上肢の著しい障害により傷病（補償）年金の支給を受けた者が、療養のために通院をしている場合、通院及び社会生活を送るために電動車いすが必要である者が認められることから、当該者であって、車いすの使用が著しく困難である者を追加する。

また、呼吸器又は循環器の障害を受けた者の中には、当該障害により歩行が困難である者が認められることから、業務災害又は通勤災害により呼吸器又は循環器の障害を受けた者であって、車いすの使用が著しく困難である者を追加する。

ウ ストマ用装具

人工肛門の造設は、直腸摘出者に限定されないこと等から、大腸又は小腸に人工肛門を造設した者及び大腸又は小腸にできた皮膚瘻から腸内容が漏出する者を追加する。

エ 浣腸器付排便剤

浣腸器付排便剤については、せき髄損傷であるか否かを問わず、障害等級認定基準で定める排便障害の程度に応じて決定することが適当であることから、用手排便を要する状態又は1週間に排便が2回以下の高度な便秘といった排便障害を有する者を追加する。

オ 床ずれ防止用敷ふとん

褥瘡の発生のおそれは、せき髄損傷者に限定されるものではないこと等から、神経系統の機能に著しい障害を残す者又は両上下肢の用を全廃若しくは両上下肢を亡失した者のうち、常時介護に係る介護補償給付又は介護給付を受けている者に拡大する。

(4) 車いす、電動車いすの付属品について

被災労働者が、車いす又は電動車いすを安全かつ安定して使用するため、車いすの付属品に、「ステッキホルダー」、「泥よけ」、「屋外用キャスター」、「転倒防止用装置」、「滑り止めハンドリム」、「キャリパーブレーキ」、「フットブレーキ」、「酸素ボンベ固定装置」、「人工呼吸器搭載台」、「栄養パック取付用ガートル架」、「点滴ポール」を追加し、また、電動車いすの付属品に、「ステッキホルダー」、「屋外用キャスター」、「転倒防止用装置」、「クライマーセット」、「フロントサブホイール」、「酸素ボンベ固定装置」、「人工呼吸器搭載台」、「栄養パック取付用ガートル架」、「点滴ポール」を追加する。

(5) 修理基準について

修理部位について、歩行補助つえの凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換を追加する。

(6) 基準外支給について

基準外支給の対象種目として筋電電動義手を定めていたが、今般、基準外支給の対象種目から削除する。

(7) 研究用支給について

適正な支給の研究を実施するため、必要に応じ研究用支給を行うことができることとする。

(8) 支給及び修理の手続について

義肢等支給・修理申請書について、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由することを廃止して、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に直接提出することとする。

(9) 装着訓練及び適合判定について

筋電電動義手を支給種目に追加したが、筋電電動義手は、切断された上肢の残存する筋肉から誘導される筋電信号を制御信号として用いる電動義手であり、筋電電動義手の支給に当たっては、確実に筋電信号を検出し、的確に訓練を行い、実際に申請者が筋電電動義手を使用可能であるかの確に判断する必要があることから、筋電電動義手を支給するに当たって、装着訓練及び適合判定を設けることとする。

(10) 症状照会について

個別の障害に応じて適切な義肢等補装具の支給を行うため、コンタクトレンズ、ストマ用装具、浣腸器付排便剤、重度障害者用意思伝達装置を支給する際には、症状照会を新たに行うこととする。

(11) 採型指導について

筋電電動義手、車いす及び電動車いすについて、新たに採型指導を行うこととする。

第2 外科後処置実施要綱の改正について

1 外科後処置実施要綱の3の(1)に次を加える。

へ 筋電電動義手の装着訓練等

2 外科後処置実施要綱の6に次を加える。

ただし、上記3のへに要する費用の額は、「義肢等補装具支給要綱の制定について」(平成18年6月1日付け基発第0601001号)の別添「義肢等補装具支給要綱」の12の(3)により算定した額とする。

(以下要綱は省略)

参考 5

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）に基づく自立支援給付（以下「自立支援給付」という。）については、法第 7 条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による保険給付が優先されることとなる。このうち、介護給付費等（法第 19 条第 1 項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方は次のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

本通知の施行に伴い、平成 12 年 3 月 24 日障企第 16 号・障障第 8 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について

（1）介護保険の被保険者とならない者について

障害者についても、65 歳以上の者及び 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者は、原則として介護保険の被保険者となる。

ただし、次の①及び②に掲げる者並びに③～⑫の施設に入所又は入院している者については、①～⑫に掲げる施設（以下「介護保険適用除外施設」という。）から介護保険法の規定によるサービス（以下「介護保険サービス」という。）に相当する介護サービスが提供されていること、当該施設に長期に継続して入所又は入院している実態があること等の理由から、介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）第 11 条及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 170 条の規定により、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。

なお、介護保険適用除外施設を退所又は退院すれば介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）

を受ければ、これに応じた介護保険施設に入所（要介護認定を受けた場合に限る。）し、又は在宅で介護保険サービスを利用することができる。

① 法第 19 条第 1 項の規定による支給決定（以下「支給決定」という。）（法第 5 条第 6 項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第 11 項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）に係るものに限る。）を受けて同

法第 29 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者。

- ② 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 2 項の規定により法第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者。
- ③ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 43 条の 4 に規定する重症心身障害児施設。
- ④ 児童福祉法第 7 条第 6 項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）。)
- ⑤ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設。
- ⑥ 国立及び国立以外のハンセン病療養所。
- ⑦ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項第 1 号に規定する救護施設。
- ⑧ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 29 条第 1 項第 2 号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。）。)
- ⑨ 障害者支援施設（知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。）。)
- ⑩ 指定障害者支援施設（支給決定（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）。を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）。)
- ⑪ 法第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者自立支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 2 条の 3 に規定する施設（法第 5 条第 5 項に規定する療養介護を行うものに限る。）。)
- ⑫ 法附則第 41 条第 1 項によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法第 30 条に規定する身体障害者療護施設に限る。）。（法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限る。）。)

（2）介護給付費等と介護保険制度との適用関係

介護保険の被保険者である 65 歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40 歳以上 65 歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定に

よる保険給付を受けることができる。

その際、自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

① 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付とされている（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第2条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付

費等）を支給する。

③ 具体的な運用

②により、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害程度区分が認定された場合に限る。）。

（３）補装具費と介護保険制度との適用関係

補装具費の支給認定を行う際の介護保険制度との適用関係についても、基本的な考え方は（２）の①及び②と同様であるが、具体的には以下のとおりである。

介護保険で貸与される福祉用具としては、補装具と同様の品目（車いす、歩行器、歩行補助つえ）が含まれているところであり、それらの品目は介護保険法に規定する保険給付が優先される。ただし、車いす等保険給付として貸与されるこれらの品目は標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目については、法に基づく補装具費として支給して差し支えない。

2. その他

- (1) 介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を申請していない場合は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図られたい。
- (2) 法施行前の身体障害者福祉法等による日常生活用具の給付・貸与事業において、介護保険による福祉用具の対象となる品目については、介護保険法の規定による貸与や購入費の支給を優先して行うこととされていたところであるが、法における地域生活支援事業については自立支援給付とは異なり、地域の実情に応じて行われるものであり、法令上、給付調整に関する規定は適用がないものである。

しかしながら、日常生活用具に係る従来の取り扱いや本通知の趣旨を踏まえ、地域生活支援事業に係る補助金の効率的な執行の観点も考慮しつつ、その適切な運用に努められたい。

参考6

補装具費支給事務取扱指針について
(H18.9.29 障発第 0929006 号)

障発0331第35号

平成26年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「補装具費支給事務取扱指針について」の一部改正について

標記については、平成26年4月1日より消費税率の改定が施行されることに伴い、補装具費支給事務取扱指針について（平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正したので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

改正後全文

障発第0929006号
平成18年9月29日
障発第0331003号
平成20年3月31日
障発第0331029号
平成21年3月31日
障発0331第12号
平成22年3月31日
障発0330第18号
平成24年3月30日
障発0315第4号
平成25年3月15日
最終改正障発0331第35号
平成26年3月31日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市長
殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

補装具費支給事務取扱指針について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）が平成25年4月1日から施行され、同法第76条に基づき補装具費の支給が行われることに伴い、別添のとおり市町村及び身体障害者更生相談所（（身体障害者福祉法第9条第7項の規定に基づく身体障害者更生相談所をいう。）（身体障害児にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第1項の規定に基づく医療を行う機関（以下「指定自立支援医療機関」という。））等における「補装具費支給事務取扱指針」を定め、事務の円滑・適正な運用に資することとしたので、了知のうえ貴管内市町村、関係機関等へ周知方ご配慮願いたい。

なお、本指針は地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として位置付けられるものであるのでご留意願いたい。

別添

補装具費支給事務取扱指針

第1 基本的事項

1 補装具費支給の目的について

- (1) 補装具は、身体障害者、身体障害児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等（以下「身体障害者・児」という。）の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者及び18歳以上の難病患者等（以下「身体障害者」という。）の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児及び18歳未満の難病患者等（以下「身体障害児」という。）については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者・児に対し、補装具費の支給を行うものである。

このため、市町村は、補装具費の支給に当たり、医師、理学療法士、作業療法士、身体障害者福祉司、保健師等の専門職員及び補装具の販売又は修理を行う業者「以下「補装具業者」という。）との連携を図りながら、身体障害者・児の身体の状態、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとする。

なお、その際、身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要があること。

- (2) 補装具を必要とする身体障害者・児及び現に装着又は装用（以下「装着等」という。）している身体障害者・児の状況を常に的確に把握し、装着等状況の観察、装着等訓練の指導等の計画的な支援を積極的に行うこと。

2 関係各法に基づく補装具給付との適用関係について

障害者総合支援法（平成17年法律第123号）以外の関係各法の規定に基づき補装具の給付等が受けられる者については、当該関係各法に基づく給付等を優先して受けるよう取り扱うものであること。

3 都道府県等の役割について

(1) 都道府県

各都道府県は、補装具費支給制度の運用に当たり、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要な援助を行うとともに、各市町村の区域を超えた広域的な見地から実状の把握に努めること。

また、市町村の支援の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うものとする。

さらに、身体障害者福祉法第9条第7項に定める身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）が、補装具費支給制度の技術的中枢機関としての業務が遂行できるよう、必要な体制の整備に努めること。

(2) 更生相談所

更生相談所は、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の支援機関として、補装具の専門的な直接判定の他に、市町村への技術的支援、補装具費支給意見書を作成する医師に対する指導、補装具業者に対する指導及び指定自立支援医療機関、児童福祉法第19条の規定に基づく療育の指導等を実施する保健所（以下「保健所」という。）、難病医療拠点病院、難病医療協力病院に対する技術的助言等を行うこと。

また、市町村担当職員、補装具費支給意見書を作成する医師及び補装具業者を育成等する観点から、研修等を実施することが望ましいこと。

さらに、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、市町村及び補装具業者と情報の共有を図ること。

なお、身体障害者・児が自費で補装具の購入又は修理を行う場合（本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合を含む）についても、適切な補装具の購入又は修理を行うことができるよう、身体障害者福祉法第10条に定める補装具の処方及び適合判定を行うこと。

(3) 市町村

市町村は、補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具業者を選定するに当たって必要となる情報の提供に努めること。

情報提供する際には、補装具業者の経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に販売又は修理を行うことが可能であるか等について十分に検討の上行う必要があること。

特に、義肢及び装具に係る補装具業者の選定に当たっては、特殊な義足ソケットの採型等については複数の義肢装具士が必要なことから、複数の義肢装具士を配置していることが望ましいこと。

また、補装具業者の選定に当たっては、(公財)テクノエイド協会が提供している情報(ホームページ等)を活用することが考えられること。

さらに、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、更生相談所及び補装具業者と情報の共有を図ること。

なお、身体障害者・児が自費で補装具の購入又は修理を行う場合(本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合を含む)についても、適切な補装具の購入又は修理を行うために更生相談所等の意見を聴く必要がある場合には、当該身体障害者・児に更生相談所等を紹介するなどの調整等を行うこと。

第2 具体的事項

1 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の運用について (1) 購入又は修理に要する費用の額及び消費税の取扱い等について

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。)の別表に定める価格は、別表の主材料、工作法又は基本構造、付属品等によった場合における上限の価格として定められているものであり、支給決定に当たっては、各種目における型式等の機能の相違及び特性等を勘案のうえ、画一的な額の決定を行うことのないよう留意する必要があること。

なお、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件(平成3年厚生省告示第130号)に基づいて消費税が課税されない物品に係る補装具費の支給については、補装具業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の価格の100分の104.8に相当する額をもって、購入又は修理に要する費用の額の上限としているものである。

また、消費税が課税される物品に係る補装具費の支給については、別表の価格の100分の108に相当する額をもって、購入又は修理に要する費用の額の上限としているものである。

(2) 特例補装具費の支給について

身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具(以下「特例補装具」という。)の購入又は修理に要する費用を支給する必要がある場合の取扱いは次のとおりとすること。

ア 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所(以下「更生相談所等」という。)の判定又は意見に基づき市町村が決定するものとする。

イ なお、身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、

補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めるものとする。

- (3) 国等が設置する補装具製作施設と契約する場合の購入又は修理に要する費用の額について

購入又は修理に要する費用の額を告示本文第3項又は第4項に掲げる額の100分の95に相当する額とするものは、国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が自ら製作した補装具（完成用部品に係る部分を除く。）についてのみ適用されるものであって、当該施設が民間業者の製作した補装具をあっせん又は取次販売する場合には適用されないこと。

- (4) 補装具費の支給対象となる補装具の個数について

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができること。

この場合、当該種目について医学的判定を要しないと認める場合を除き、更生相談所等に助言を求めること。

- (5) 耐用年数の取扱いについて

耐用年数は、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものであり、補装具費の支給を受けた者の作業の種類又は障害の状況等によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、再支給の際には実情に沿うよう十分配慮すること。

なお、災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給することができること。

また、骨格構造義肢については、必要に応じて部品の交換を行うことにより長期間の使用が可能であることから、耐用年数を規定していないところであるが、部品の交換のみによっては、その後の適正な使用が真に困難な場合又は部品の交換によることよりも再支給を行うことの方が真に合理的・効果的であると認められる場合にあっては、再支給を行って差し支えないこと。

- (6) 修理基準に規定されていない修理の取扱いについて

修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積り若しくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給することができること。

- (7) 差額自己負担の取扱いについて

補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たすものであるが、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合は、当該名称の補装具に係る基

準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこと。

(8) 介護保険による福祉用具貸与との適用関係について

65歳以上（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号に規定する特定疾病により、同条第1項に規定する要介護状態（以下「要介護状態」という。）又は同条第2項に規定する要介護状態となるおそれがある状態（以下「要支援状態」という。）に該当する者については、40歳以上65歳未満）の身体障害者であって要介護状態又は要支援状態に該当するものが、介護保険の福祉用具と共通する補装具を希望する場合には、介護保険による福祉用具の貸与が優先するため、原則として、本制度においては補装具費の支給をしない。

ただし、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断される者である場合には、更生相談所の判定等に基づき、本制度により補装具費を支給して差し支えないこと。

2 補装具費支給に係る事務処理について

(1) 支給の申請及び判定

① 身体障害者の補装具費支給

ア 申請の受付

市町村は、身体障害者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。）第65条の7に基づき、本事務取扱指針の別添様式例（以下「様式例」という。）第1号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受付けた場合には、様式例第2号の調査書を作成すること。

イ 更生相談所による判定

当該申請が、義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車椅子（オーダーメイド）、電動車椅子及び重度障害者用意思伝達装置の新規支給に係るものであるときには、更生相談所に対し、補装具費支給の要否について、様式例第3号の判定依頼書による判定依頼をするとともに、様式例第4号の判定通知書を身体障害者に送付すること。

判定依頼を受けた更生相談所は、申請があった身体障害者について、

(ア) 義肢、装具、座位保持装置及び電動車椅子に係る申請の場合は、申請者の来所により、

(イ) 補聴器、車椅子（オーダーメイド）及び重度障害者用意思伝達装置に係る申請で、補装具費支給申請書等により判定できる場合は、当該申請書等により、

医学的判定を行い、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。）別表第1号（別添様式1）の判定書により、判定結果を市町村に送付する。

この場合、判定書には様式例第5号の補装具処方箋を添付することができる。

これらの種目については、再支給（軽微なものを除く。）に際しても、障害状況等に変化のある場合、身体障害者本人が処方内容の変更を希望する場合、又は、それまで使用していた補装具から性能等が変更されている場合等は、同様の判定を行うこと。

なお、補装具のうち、別表の「種目」欄に掲げる補装具の対象者は、原則として、同表の「対象者」欄に掲げる者とする。（身体障害児についても同様の取り扱いとする。）

ウ 更生相談所は、新規申請者に係る判定を行うときは、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り判定に慎重を期すること。

エ 更生相談所の長は、補装具費の支給判定を行うに当たって、更生相談所に専任の医師又は適切な検査設備の置かれていないときは、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医又は指定自立支援医療機関において当該医療を主として担当する医師であって、所属医学会において認定されている専門医（平成19年厚生労働省告示第108号第1条で定める項目を満たすものとして、厚生労働大臣に届け出を行った団体に所属し、当該団体から医師の専門性に関する認定を受けた医師）に医学的判定を委嘱すること。

オ 市町村による決定

当該申請が、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）、車椅子（レディメイド）、歩行器、盲人安全つえ及び歩行補助つえ（一本つえを除く）に係るものであって、補装具費支給申請書等により判断できる場合は、更生相談所の判定を要せず、市町村が決定して差し支えないこと。

なお、身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る身体障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるときは、補装具費支給意見書を省略させることができること。

カ 補装具費支給意見書の作成について

補装具費支給申請書等により更生相談所が判定又は市町村が判断のうえ決定する場合は、具体的には、医師が作成する様式例第6号の補装具費支給意見書により判定することとなる。

なお、補装具費支給意見書を作成する医師は、それぞれ、以下の要件を満たす者とする。

（ア） 補装具費支給意見書により更生相談所が判定する場合のこれを作成する医師は、エの要件を満たす専門医又は国立障害者リハビリテーションセンター学院において実施している補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師であること。

(イ) 補装具費支給意見書により市町村が判断のうえ決定する場合のこれを作成する医師は、エ又はカの（ア）と同等と認められる医師であること。

キ 更生相談所の長は、重度の障害を持つ者又は遠隔地に住む者等の利便を考慮する必要があるときは、エ又はカの（ア）と同等と認められる医師に医学的判定を委嘱することができる。

ク 申請者が、補装具費支給意見書を提出することに代えて、更生相談所において判定を受けることを希望する場合は、更生相談所において判定を行うこと。

② 身体障害児の補装具費支給

市町村は、身体障害児の保護者から、様式例第6号の補装具費支給意見書を添付した様式例第1号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受け付けた場合には、様式例第2号の調査書を作成する。

なお、身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る身体障害児が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるときは、補装具費支給意見書を省略させることができること。

補装具費支給意見書は、原則として指定自立支援医療機関又は保健所の医師の作成したものであること。

また、市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めること。

さらに、身体障害児に係る意見書及び補装具処方箋の様式は、①のイの様式に準じること。

③ 難病患者等の補装具費支給

原則、身体障害者・児の手続きに準ずるものとするが、補装具費の支給申請を受け付けるにあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令に規定する疾患に該当するか否かについては、医師の診断書等の提出により確認するものとする。なお、特定疾患医療受給者証等により疾患名が確認できる場合には、医師の診断書の提出を求めないことができる。

なお、難病患者等に係る補装具費支給意見書を作成することのできる医師については、2（1）①カに示す医師に加え、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は難病協力医療機関において難病治療に携わる医療を主として担当する医師であって、所属学会において認定された専門医を加える。

(2) 支給の決定等

市町村は、(1)により補装具費の支給を決定したときは、申請者に対し、速やかに、様式例第7号の補装具費支給決定通知書及び様式例第8号の補装具費支給券を交付すること。

また、その申請を却下することの決定をしたときは、様式例第9号の却下決定通知書により、理由を附して申請者に交付すること。

なお、補装具費の算定等については、別紙によるものとする。

(3) 契約

補装具費支給決定通知書の交付を受けた身体障害者又は身体障害児の保護者（以下、「補装具費支給対象障害者等」という。）は、補装具業者に補装具費支給券を提示し、契約を結んだ上で、補装具の購入又は修理を行うこと。

(4) 採型、仮合せ

義肢、装具及び座位保持装置の採型及び仮合せは、(1)に準じて専門医の指導のもとに実施すること。

(5) 適合判定

ア 補装具費の支給に当たっては、以下により適合判定を実施すること。

(ア) 申請者の来所による更生相談所の判定に基づき市町村が決定するもの

更生相談所が適合判定を行い、市町村は適合判定が行われたことを確認する。

(イ) 補装具費支給意見書による更生相談所の判定に基づき市町村が決定するもの

補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、更生相談所は適合判定が適切に行われたことを確認する。最終的に、市町村は医師及び更生相談所による適合判定が行われたことを確認する。

(ウ) 補装具費支給意見書により市町村が判断のうえ決定するもの

補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、市町村は適合判定が適切に行われたことを確認する。

(エ) 身体障害者手帳により補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるもの

市町村が確認する。

なお、指定自立支援医療機関又は保健所の医師が作成した補装具費支給意見書により市町村が決定する補装具費の支給に当たっては、指定自立支援医療機関又は保健所の医師は、必要に応じて更生相談所に助言を求めながら、適合判定を行うこと。

イ 適合判定を行う際は、補装具費の支給を受ける者、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、補装具業者、補装具担当職員及び身体障害者福祉司等の関係者の立会いのもとに実施すること。

ウ 義肢、装具及び座位保持装置の適合判定は、軸位及び切断端とソケットとの適合状況、又は固定、免荷、矯正等装具装着の目的に対する適合状況、安定した姿勢の保持状況、さらに使用材料、工作法、操作法の確実性について検査し、併せて外観、重量及び耐久力について考慮すること。

エ 義肢、装具及び座位保持装置以外の種目についても、ウに準じて検討し、当該補装具が申請書の使用目的に照らし、適合しているかどうかを判定すること。

オ 適合判定の結果、当該補装具が申請者に適合しないと認められた場合、処方箋どおりに製作されていないと判断された場合等については、補装具業者に対し不備な箇所の改善を指示し、改善がなされた後に補装具の引渡しを行わせること。

(6) 補装具費の支給手順について

ア 補装具の購入又は修理に要した費用の支払い

補装具業者は、補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から補装具の購入又は修理に要した費用についての支払いを受け、領収書を発行すること。

イ 補装具費の請求

補装具費支給対象障害者等は、アで交付を受けた領収書及び補装具費支給券を添えて、市町村に請求すること。

ウ 補装具費の支払

市町村は、補装具費支給対象障害者等から、イに掲げる領収書等の提出があった場合は、審査のうえ、支払いを行うこと。

(7) 装着等訓練及び実地観察

ア 市町村は、更生相談所等と連携して、随時、装着等訓練に必要な計画を立て実施すること。

イ 装着等訓練に際しては、補装具の装着等について熟達した者をモデルとして専門医指導のもとに実施指導を行うことが効果的であるので、実施に当たっては留意されたいこと。

ウ 市町村は、補装具費を支給した補装具について常に補装具担当職員、身体障害者福祉司等にその装着等状況を観察させ、装着等訓練を必要とする者を発見した場合は、速やかに適切な訓練を施すよう留意すること。

3 支給決定の時期等について

補装具費支給事務及び給付の迅速化を図るため、補装具費支給決定通知書及び補装具費支給券又は却下決定通知書の発行等については、次のとおり取扱うこと。

市町村は、原則として申請書の提出があった日の翌日から起算して2週間以内に要否を決定するなど、支給事務に係る標準処理期間を定めることとし、その迅速な対応に努めるとともに、速やかに補装具費支給決定通知書及び補装具費支給券又は却下決定通知書を発行し、申請者に交付すること。

4 関係帳簿について

市町村は、補装具費の支給に当たって、様式例第10号による補装具費支給決定簿を備え、必要な事項を記載しておくこと。

5 代理受領について

補装具費の支給手順については、原則として2の(6)の取扱いによることとなるが、補装具費支給対象障害者等の利便を考慮し、市町村は、補装具費支給対象障害者等が補装具業者に支払うべき補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費として補装具費支給対象障害者等に支給すべき額の限度において、補装具費支給対象障害者等に代わり、補装具業者に支払うことができること。

(1) 代理受領の前提条件

代理受領による補装具費の支払を行う場合には、次の取扱いによることが望ましいこと。

ア 補装具費支給対象障害者等が希望する補装具業者と、市町村との間で代理受領について、登録・契約等に基づき合意していること。

なお、補装具業者と登録・契約等により取り決めを行う場合には、次の事項を盛りこむことが望ましいこと。

- ・補装具業者は、補装具費支給券に記載されている利用者負担額を受領し、補装具費の請求の際には、利用者負担額を受領したことを証する書類を添付すること。
- ・引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、補装具業者の責任において改善すること。

ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は1の(6)に基づいた修理のうち軽微なものについて、補装具業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3ヵ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）であること。

イ 補装具費支給対象障害者等が、補装具業者に代理受領の委任をしていること。

(2) 補装具費の支給手順

ア 利用者負担額の支払い

補装具業者は、補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から利用者負担額についての支払いを受け、領収書を発行するとともに、補装具費支給券の引き渡しを受けること。ただし、利用者負担額が0円と認定された補装具費支給対象障害者等については、領収書の発行を要しないこと。

イ 補装具費の請求

補装具業者は、代理受領に係る補装具費支払請求書に、代理受領に対する委任状及び補装具費支給券を添えて、市町村に提出すること。

ウ 補装具費の支払

市町村は、補装具業者から、イに掲げる請求書等の提出があった場合は、審査の上、支払いを行うこと。

別添様式（略）

別表

○ 補装具の対象者について

種目	名称	対象者
眼鏡	遮光眼鏡	以下の要件を満たす者。 1) 羞明を来していること。 2) 羞明の軽減に、遮光眼鏡の装用より優先される治療法がないこと。 3) 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定、処方であること。 ※この際、下記項目を参照の上、遮光眼鏡の装用効果を確認すること。 (意思表示できない場合、表情、行動の変化等から総合的に判断すること。) ・まぶしさや白んだ感じが軽減する ・文字や物などが見やすくなる ・羞明によって生じる流涙等の不快感が軽減する ・暗転時に遮光眼鏡をはずすと暗順応が早くなる ※遮光眼鏡とは、羞明の軽減を目的として、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているものであること。 ※難病患者等に限り身体障害者手帳を要件としないものであり、それ以外は視覚障害により身体障害者手帳を取得していることが要件となる。
	弱視眼鏡（高倍率）	職業上又は教育上真に必要な者。
補聴器	全般	高度難聴用、重度難聴用の補聴器が真に必要な者 ※中軽度補聴器は補装具費の対象外であることに留意すること。
	耳あな型	ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者。 特に、オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な者。
	骨導式	伝音性難聴者であって、耳漏が著しい者又は外耳閉鎖症等を有する者で、かつ、耳栓又はイヤーマールドの使用が困難な者。
車椅子	手動リフト式普通型	当該車椅子を使用することにより自力乗降が可能となる者等、日常生活又は社会生活において真に必要な者。 ※手動リフト式普通型とは、座席の高さが床面から概ね 70cmの安全な範囲で調整可能なものとする。
	リクライニング式	次のいずれかに該当する身体障害者・児であること。 ア 頸髄損傷者等で座位姿勢の持続により低血圧性発作を起こしやすいため、随時に仰臥姿勢をとることにより発作を防止する必要がある者。 イ リウマチ性の障害等により四肢や体幹に著しい運動制限があつて座位を長時間保持できないため、随時に仰臥姿勢をとることにより座位による生活動作を回復する必要がある者。
	レバー駆動型	歩行困難な者で、かつ、片上肢機能に障害がある者。
	ティルト式	脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や、関節拘縮等により座位保持が困難な者であつて、自立姿勢変換が困難な者等。

種目	名称	対象者
電動車椅子	全般	学齢児以上であって、次のいずれかに該当する障害者・児であること。 なお、電動車椅子の特殊性を特に考慮し、少なくとも小学校高学年以上を対象とすることが望ましいこと。 ア 重度の下肢機能障害者であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない者。 イ 呼吸器機能障害、心臓機能障害、難病等で歩行に著しい制限を受ける者又は歩行により症状の悪化をきたす者であって、医学的所見から適応が可能な者 ※「電動車椅子に係る補装具費の支給について」参照
	リクライニング式	次のいずれかに該当する身体障害者・児であること。 ア 頸髄損傷者で座位姿勢の持続により低血圧性発作を起こしやすいため、随時に仰臥姿勢をとることにより発作を防止する必要がある者。 イ リウマチ性の障害等により四肢や体幹に著しい運動制限があつて座位を長時間保持できないため、随時に仰臥姿勢をとることにより座位による生活動作を回復する必要がある者。
	電動リフト式普通型	手動リフト式普通型車椅子の使用が困難な者で、当該車椅子を使用することにより自力乗降が可能となる者等、日常生活又は社会生活において真に必要な者。
	ティルト式	脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や、関節拘縮等により座位保持が困難な者であつて、自立姿勢変換が困難な者等。
重度障害者用意思伝達装置	全般	重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であつて、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。 難病患者等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者。
	文字等走査入力方式（簡易なもの）	操作が簡易であるため、複雑な操作が苦手な者、若しくはモバイル使用を希望する者。
	文字等走査入力方式（簡易な環境制御機能若しくは高度な環境制御機能が付加されたもの）	独居等日中の常時対応者（家族や介護者等）が不在などで、家電等の機器操作を必要とする者。
	文字等走査入力方式（通信機能が付加されたもの）	通信機能を用いて遠隔地の家族等と連絡を取ることが想定される者。
	生体現象方式	筋活動（まばたきや呼吸等）による機器操作が困難な者。

（注１）以上の表は、あくまでも対象者の例を示しているものであり、支給の判断に当たっては、個別の身体状況や生活環境等を十分に考慮すること。

（注２）難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度である状態をもって判断すること。

別紙

補装具費等の算定について

(1) 基準額の算出（端数処理：小数点以下切り捨て）

次に掲げる（ア）又は（イ）の内、どちらか低い額を基準額とする。

（ア）補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準により算出した額

（イ）現に補装具の購入又は修理に要した費用の額

(2) 利用者負担額の算出

原則、負担上限月額（政令で定める額）とする。ただし、負担上限月額よりも基準額に $10 / 100$ を乗じて得た額（1割負担額）の方が低い場合は、1割負担額（端数処理：小数点以下切り捨て）とする。

(3) 補装具費の算出

① 基準額の $10 / 100$ 相当額が負担上限月額を超えない場合

補装具費 = 基準額 - 利用者負担額

② 基準額の $10 / 100$ 相当額が利用者負担上限月額を超える場合

補装具費 = 基準額 - 負担上限月額

※同一月内に複数回の支給を受ける場合

補装具費の算出

① 前回の支給の際に利用者負担額が負担上限月額を超えていない場合

ア 今回の基準額の $10 / 100$ 相当額を加算して負担上限月額を超えない場合

補装具費 = (今回の基準額 + 前回までの基準額) - (今回の利用者負担額 + 前回までの利用者負担額)

イ 今回の基準額の $10 / 100$ 相当額を加算して負担上限月額を超えた場合

補装具費 = (今回の基準額 + 前回までの基準額) - 負担上限月額

② 前回の支給の際に利用者負担額が利用者負担上限月額を超えている場合

補装具費 = (今回の基準額 + 前回までの基準額) - 負担上限月額

別添様式例第1号

補装具費（購入・修理）支給申請書

						申請日		年	月	日
(あて先) 市町村長										
(申請者)										
住 所										
氏 名										
対象者との続柄										
電 話										
下記のとおり補装具費の支給申請（購入・修理）をいたします。 補装具費の支給申請（購入・修理）の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。										
対 象 者	住 所									
	フリガナ 氏 名									
	生年月日	年	月	日	性 別		電 話			
身 体 障 害 者 手 帳 障 害 名	手帳番号	第 号		交付年月日			年 月 日			
	障害種別							障害等級		
疾患名		(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載のこと)								
購入・修理を受ける 補装具名										
判定予定日										
希 望 す る 補 装 具 業 者	名 称									
	所在地									
	電 話					FAX				
該当する所得区分		1. 生活保護 2. 低所得 3. 一般 4. 一定所得以上								
生活保護への移行予防措置に関する認定		☐ 生活保護への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。								

別添様式例第2号

調 査 書

申請年月日		年 月 日		申請者氏名			
対象者	住 所						
	フリガナ氏 名						
	生年月日	年 月 日	性別		電話		
世帯員の状況	氏 名		年 齢	対 象 者 と 続 柄	課 税 状 況		備 考
					課税区分	市民税所得割	
	非課税世帯	氏名	所得		障害年金	手当	合計
			円		円	円	円
世帯区分		1. 生活保護 2. 低所得 3. 一般 4. 一定所得以上					
基準額		見積額		利用者負担額		公費負担額	
円		円		円		円	
月額負担上限額							
円							
用具名		基準額	見積額	利用者負担		公費負担	
合 計							
上記のとおり確認しました。							
年 月 日							
調査者							

別添様式例第3号

判 定 依 頼 書

第 号

年 月 日

身体障害者更生相談所長 殿

市町村長 印

下記の者に対する判定を依頼する。

記

氏 名		年 月 日生	住 所	
手帳	号	年 月 日交付	医療保険名	
長期給付の内容（現在被保険者であればそれも含む）				
家 族 関 係				
生育・職業歴				
障害・疾患等に関する既往歴			最近5年間の補装具 交付・修理状況	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
現在受療中の医療機関名				
判定依頼事項			通所、巡回、在宅	

判 定 通 知 書

第 号
年 月 日
市 町 村 長 印

殿

先に申請のあった については、専門的判定の必要がありますので
年 月 日に 身体障害者更生相談所において判定を行うこ
とになりました。

なお、当日は本書を持参してください。

記

1. 身体障害者手帳番号

2. 判定依頼事項

別添様式例第5号(1)

義手処方箋(新規・再交付)

氏名	男・女		明大昭平	年	月	日生()歳
住所	TEL				—	
職(具体的に)						業
切断部位(右・左・両)			断端長 cm			
医学的所見 (異常無・有)						
処方義手	肩	上腕	肘	前腕	手	手根中手 指
	装飾	作業	能動	(フック	ハンド	手部交換式)
	電動()		その他()			
ソケット	差込み式		顎上支持式()		吸着式	
	全面接着式		オープンエンド(一重ソケット)		その他()	
幹部	殻構造(合成樹脂 木 アルミ)			骨格構造()		
	作業用(旧型 新型 タンネンベルグ)			その他		
手先具	能動フック()		能動ハンド()			
	装飾手掌 作業用()		その他			
手継手	固定	固定回旋式	交換式(ネジ	クイックチェンジ	屈曲	回旋 その他)
肘継手	能動ブロック()		能動ヒンジ()			
	単軸	倍動 多軸	たわみ	手動ロック・ブロック	手動ロック・ヒンジ	
	骨格					
肩継手	遊動	屈曲外転	隔板	ユニバーサル	外転	その他
ハーネス(材料)	8字	胸郭バンド	肩サドル	9字	上腕カフ	
	三頭筋バンド	その他				
	布ベルト	皮革	ダクロン	その他		
特記事項(指示)						

処方	年 月 日		仮合せ	年 月 日	良・不良	
採型	年 月 日		適合判定	年 月 日		

別添様式例第5号（2）

義足処方箋（新規・再交付）

氏名	男・女		明大昭平	年	月	日生（ ）歳
住所	TEL —				職（具体的に）業	
切断部位（右・左・両）					断端長	cm
医学的所見 (異常無・有)						
処方義足	股	大腿	膝	下腿	サイム	足根中足 足指
ソケット	在来式 カナダ式 その他	在来式 差込み式 吸着式 全面接触式 その他	在来式 2重ソケット その他	在来式 PTB PTS KBM その他	在来式 カナダ式 2重ソケット その他	足袋式 下腿式 その他
(材質) 合成樹脂 アルミ 木 皮革 その他						
内ソケット	有（皮革・スポンジ・ピーライト・その他）					無
幹部	殻構造	骨格構造（ ）			筋金	その他
股継手	固定	遊動（ ）			その他	
膝継手	単軸（前止め 固定）		横引き 固定	ヒンジ 遊動	ブロック 遊動	
	安全膝（ ）		空油圧制御（ ）		多軸（ ） その他（ ）	
足継手	単軸（ ）		多軸	固定	SACH	ドリINGER足 その他
懸垂方法	肩吊帯	股吊	腰吊	骨盤帯	シレジアバンド	
	大腿コルセット		その他			
その他（オプション）	ターンテーブル		キャブシャフト	トルクアブソーバー		
	膝伸展補助装置（ ）					
特記事項 (指示)						
処方	年 月 日		仮合せ	年 月 日良・不良		
	年 月 日			年 月 日良・不良		
採型	年 月 日		適合判定			年 月 日

別添様式例第5号(3)

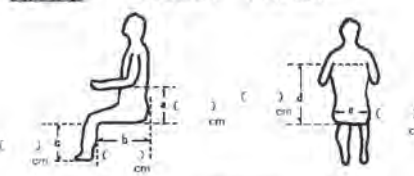
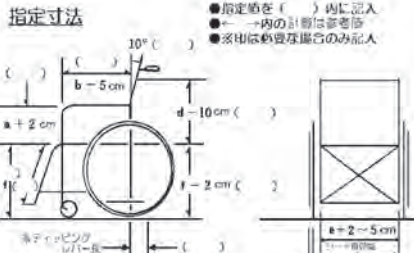
装具処方箋(新規・再交付)

氏名	男・女		明治 大正 昭和 平成	年	月	日生()歳
住所	TEL()		—	業		
病名	医 学 的 所 見 (処方上重要な点)					
処左 右 方両	1 上肢装具	a) 肩装具 b) 肘装具 c) 手背屈装具 d) 長対立装具 e) 短対立装具 f) 把持装具 g) MP屈曲(伸展)装具 h) 指装具 i) B.F.O	2 下肢装具	a) 股装具 b) 長下肢装具 c) 膝装具 d) 短下肢装具 e) ツイスター f) 足底装具	3 体幹装具	a) 頸椎装具 b) 胸椎装具 c) 腰椎装具 d) 仙腸装具 e) 側彎矯正装具
	4 靴型装具	a) 長靴 b) 半長靴 c) チャッカ靴 d) 短靴	5 その他			
下 肢 装 具	股 継 手	1 形 a)遊動 b)伸展制限付 c)内 外転蝶番 d)継手なし(全固定) ※角度指定時は備考欄に記入	下 肢 装 具	足	1 支柱との接続 a)あぶみ b)キャリ バー c)その他	足 部 装 具
	膝	2 ロック a)輪止め b)その他 3 その他		2 靴 a)短靴 b)編上靴 c)その他		
	継	1 軸 a)単軸 b)多軸 c)その他 2 材質 a)金属 b)プラスチック c)その他		3 開き a)外科開き b)外羽根 c)そ の他		
	手	3 形 a)遊動 b)継手なし(全固定) c)オフセット d)膝伸展制限付 e)角度調整節置付(ターン・バックル・ ダイヤル・その他) (※可動域又は 屈曲 _____度 固定角度 伸展 _____度)		4 足板 a)足袋型 b)足底板(皮革・プ ラスチック) c)その他		
	装	4 ロック a)輪止め(両・内・外) b)スイス止め c)その他 d)ロック なし		5 シューインサート・足底押板(材質・形 式指示)		
	具	5 膝おさえ a)ニーパッド b)その他 c)なし		6 ヒール a)標準 b)SACH c)トーマス d)ウェッジ e)トルク (内・外) f)その他		
	具	6 矯正パッド(内・外・その他)		7 ソール a)標準 b)中足パー c)ロッカー底 d)その他 (※補高 ヒール 外 _____cm, 内 _____cm) ソール _____cm		
	具	7 プレティビアル・シェル		8 アーチ支え a)縦のアーチ b)横の アーチ		
	具	8 反張膝用装具(形式指示)		9 フレアー(ヒール・ソール)(寸法指示)		
	具	9 プラスチック膝装具(形式指示)		10 くさび(ヒール・ソール)(寸法指示)		
	具	10 軟性膝装具(形式指示)		11 長い月形(内・外)		
	具	11 その他		12 ふまず金 a)標準 b)特別(指示)		
	具	1 材質 a)金属 b)プラスチック c)その他		13 その他		
	具	2 形 a)箱型 b)二枚重ね c)継手 なし(全固定) d)クレンザック(正・ 逆・二重・棒入り) e)パネ又はコイル (両・内・外) f)その他 (※可動域又は 底屈 _____度 固定角度 背屈 _____度)		支柱・ その他	1 支柱 a)材質(鉄・軽合金・その他) b)両側 c)1個(内・外)	免 荷 装 置
	具	3 ストラップ(内・外・前おさえ・その 他)		2 支持部 a)半月 b)モールド・コル セット(皮革・プラスチック・その他) c)その他	2 支持部 a)半月 b)モールド・コル セット(皮革・プラスチック・その他) c)その他	
	具	4 プラスチック短下肢装具(形式指示)		3 ツイスター a)両・右・左 b)ゴム・ケー ブル c)内旋用・外旋用	3 ツイスター a)両・右・左 b)ゴム・ケー ブル c)内旋用・外旋用	
	具	5 軟性短下肢装具(形式指示)		4 その他	4 その他	
	具	6 その他		(注) 半月の形・位置, コルセットの形状, 止めに用いるバンド, その他の特別な材料 等については図示又は記述		
	具			1 坐骨支持(形式指示)		
	具			2 PTB式		
	具			3 歩行あぶみ付		
	具			4 その他		

骨盤帯	1	骨盤帯 a)一重 b)二重 c)その他	1	肩関節装具 a) 肩外転装具 b) 肩甲骨保持装具 c) その他		
	2	バタフライ(両・右・左)	2	肘関節装具 a)保持装具 b) 動的指示装具 c)その他		
	3	その他	3	手部・指装具 a) 対立装具(長・短) b) 把持装具(形式・駆動源指示) c) 手背屈装具(パネル・その他) d) トーマス形態垂装具 e) オープンハイマー形装具 f) MP 用装具(ナックルベンダ・逆ナックルベンダ・その他) g) 指装具(指用ナックルベンダ・逆ナックルベンダ・時計バネ装具・安全ピン装具・その他) h) 手部(含手関節)固定用装具 i) その他		
体幹装具	1	基本構造 a)軟性 b)準硬性 c)硬性	4	特殊装具(BFO・機能的上肢装具・その他)		
	2	目的部位(仙腸・腰・胸・頸)	5	その他の上肢装具(詳細記述)		
	3	コントロールの方向(屈曲・伸展・側屈・回旋)				
	4	型 a)軟性コルセット b)ナイト c)テーラー d)ナイト・テーラー e)スタインドラー f)ジュウエット g)ウィリアムス h)モールドジャケット i)その他				
	5	側彎矯正装具 a)ミルウォーキ b)アンダーアーム(形式指示) c)その他				
	6	頸椎装具 a)カラー b)支柱つき c)モールド d)その他				
備考 1 装具の略図を書き、必要に応じて説明をつける 2 その他にチェックした時は必ず処方の詳細を記述する 3 パーツの寸法・材質・色等、特に指定する時は記述する			追加・変更事項(年月日記入)			
指示事項						
		処方 年 月 日		仮合せⅡ 年 月 日		
		採型 年 月 日		仮合せⅢ 年 月 日		
		仮合せⅠ 年 月 日		適合判定 年 月 日		

別添様式例第5号(4)

車椅子処方箋

氏名				生年月日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日 () 歳	性別	男・女
住所						TEL		
医学的 所見	疾患名			身長 体重	cm / kg	職業 (具体的に)		
	障害名			移乗 能力	自立・半介助・介助	主な使用場所	屋内	屋外 屋内外
名称	1. 普通型 2. リクライニング式普通型 3. ティルト式普通型 4. リクライニング・ティルト式普通型 5. 前方大車輪型 6. リクライニング式前方大車輪型 7. 手動リフト式普通型 8. 片手駆動型(右・左) 9. リクライニング式片手駆動型(右・左) 10. レバー駆動型 11. 手押し型 A・B 12. リクライニング式手押し型 13. ティルト式手押し型 14. リクライニング・ティルト式手押し型 15. その他()							
フレーム	材質: 鉄・ステンレス・軽合金・その他() 特記事項()			駆動輪	1. 径: 18・20・22・24インチ・その他() 2. ホール材質: 鉄・ステンレス・軽合金・その他()			3. タイヤ: 空気入り・ノーパンク
キャスター	1. 径: 5・6・7・8インチ 2. 形状: ソリッド PU・ソフトフォーミング 屋外用(エアース)		ハンド リム	1. 材質: 鉄・ステンレス・軽合金・樹脂・その他() 2. 標準形状 3. ノブ付き: 4・6・8・10ヶ、水平・垂直・握り 4. 滑り止め: ゴム・皮革・ビニールコーティング その他() 6. その他: ()				
バック サポート (背もたれ)	1. 固定式 2. 延長バックサポート 3. 張り調整式 4. 高さ調整式 5. 背折れ機構 6. 背座間角度調整 7. ヘッドサポートベース(枕含む) 8. 枕(オーガー・レディー) 9. その他()		アーム サポート (肘あき)	1. 固定式 2. デスク型 3. 高さ角度調整式 4. 高さ調整式 5. 角度調整式 6. 跳ね上げ式 7. 脱着式 8. 幅広(左・右・両) 9. 延長(左・右・両) 10. その他()		レッグ サポート	1. 固定式 2. 脱着式 3. 挙上式 4. 開閉挙上式 5. 開閉・脱着式 6. 伸縮式 7. 他() 1. 両側兼用 2. 片側独立	
	1. 調整なし 2. 前後調整(片・両) 3. 角度調整(片・両) 4. 左右調整(片・両) 5. 開閉・着脱式 6. その他()			材質	1. 軽合金 2. プラスティック 3. ベルト		踵止め	1. 右 2. 左
ブレーキ	1. レバー式 a) 平板 b) 丸棒 2. トグル式 3. その他()		延長	右 左	cm cm	シート	1. 標準 2. ソリッド式(座板) a) 着脱式 b) 折りたたみ式 3. 張り調整 4. 座奥行き調整	
付属品 (オプション)	1. テーブル ☐ 上肢の筋力低下により一般のテーブルでは食事をとることが難しい者 ☐ 日常生活や職業上必要とする者 2. シートベルト ☐ 腰ベルト ☐ 胸ベルト ☐ 股ベルト ☐ その他() 3. クッション ☐ クッション () cm ☐ ポリエステル・ウレタン多層構造・立体編物構造 ☐ ゲル・ウレタン多層構造 ☐ 単一空気量調整 ☐ 特殊な空気室構造 ☐ 背クッション ☐ 特殊形状クッション(骨盤・大腿骨部サポート) ☐ クッションカバー ☐ クッション滑り止め ☐ フローテーションパッド ※ クッション選択に関する特記事項 ()					測定方法 測定値を()内に記入  指定寸法 ☐ 指定値を()内に記入 ☐ 10°内の計測は必ず ☐ 必要に応じて座高のみ記入 		
	5. キャリバーブレーキ 6. フットブレーキ 7. 泥よけ(右・左) 8. スポークカバー(右・左) 9. 車軸位置調整 10. 大車輪着脱アップ交換 11. サイドガード 12. 転倒防止装置(先ゴム・キャスター) 13. 屋外用キャスター(エアース) 14. ステッキホルダー(1本・2本) 15. 点滴ポール 16. 酸素ボンベ固定装置 17. 人工呼吸器搭載台 18. 携帯用会話補助装置搭載台 19. 栄養パック取り付け用ガードル架 20. 痰吸引器搭載台					21. 幅止め 22. ガスダンパー 23. 高さ調節式手押しハンドル 24. 車載時固定用フック 25. 日よけ(雨よけ) 26. 6輪構造 27. 成長対応型部品 その他		
処方	年 月 日			適判定	年 月 日			
特記事項、使用者の希望事項など記述すること								